

笠岡市地域福祉計画

【改訂版】

～みんなでささえる
福祉のまちづくり～

平成28年3月
岡山県笠岡市

は じ め に



近年、急速に進む少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、家族のつながりや地域での住民同士の交流が希薄になり、孤独や孤立感を抱え一人で悩む高齢者や障がいのある人、子育て世代などが増加しています。また、地域における福祉ニーズも複雑化し、従来の福祉サービスだけでは解決が難しい生活課題が増えてきており、地域で支え合い、助け合いながら暮らしやすいまちづくりを進めていくことが重要になっています。

このような社会情勢の中、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別等の違いに関わらず、誰もが住み慣れた地域で、ともに支え合い、助け合いながら、その人らしく暮らし続けられる地域社会の実現が求められています。

笠岡市においては、社会状況の変化や新たな課題に対応するため、平成22年3月に策定した笠岡市地域福祉計画を見直し、新たに笠岡市地域福祉計画【改訂版】を策定しました。

今回の計画では、これまでの計画基本理念である「みんなでささえる福祉のまちづくり」を引き継ぎながら、地域住民、ボランティア、NPO、各種団体等との協働を深めるとともに相互の連携により、地域で、みんながお互いを「支え合う」地域福祉を推進することとしております。

そして、高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」の包括的な支援の考え方を、全世代・全対象に発展・拡大させ、すべての人が世代やその背景を問わずに安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向けて、更なる地域福祉の推進を図り、市民一人ひとりが、笠岡に住んでいて良かったと幸せを実感できるような、心豊かでやさしさとぬくもりを感じられるまちを目指して参りますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

なお、この計画を策定するにあたり多くの貴重なご意見を賜りました笠岡市福祉施策審議会の委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民並びに関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成28年3月

笠岡市長 三 島 紀 元

笠岡市地域福祉計画 目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・位置づけ	3
3	地域福祉計画・地域福祉活動計画と諸計画の関係	4
4	計画の期間	6
5	計画の策定体制	7

第2章 地域福祉の現状と課題

1	笠岡市の状況	8
2	地域の社会資源の状況	18
3	地域で課題となっていること	20

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	22
2	計画の基本目標	22
3	計画の体系	23
4	計画の重点課題：“生活課題”の解決	24

第4章 計画の実施

1	基本目標：地域福祉の担い手づくり	26
2	基本目標：地域福祉の仕組みづくり	30
3	基本目標：地域福祉のまちづくり	35

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	40
2	諸計画との連動	40
3	計画の広報	40
4	計画の検証・進行管理	41

資料編

- ・【参考】笠岡市のすべての人を対象とした「地域包括ケアシステムイメージ図」
- ・用語解説
- ・笠岡市地域福祉計画策定経過
- ・笠岡市福祉施策審議会委員名簿
- ・笠岡市福祉施策審議会条例

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年の、少子高齢化や核家族化等の進展により、個人のライフスタイルや価値観等が多様化する中で、地域における家族や住民同士のふれあいや助け合い、つながり等が希薄になっています。

このため、地域では一人暮らしの高齢者の増加や核家族化の進行、子育て世帯の孤立化、孤独死・孤立死や児童虐待問題の顕在化、認知症高齢者や障がい者の権利擁護環境の整備など、複雑多様化した福祉課題が多く見られるようになり、これまでの公的サービスのみでの対応は困難な状況にあります。

このような状況のもとで、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別等の違いに関わらず、誰もが住み慣れた地域で、ともに支え合い、助け合いながら、その人らしく暮らし続けられる地域社会の実現が求められています。

笠岡市では、平成21年度に「みんなで支える福祉のまちづくり」を基本理念とし、行政が担う公的なサービス以外に、地域の皆様がお互いを支え合うことで、制度では拾えきれないニーズや制度の谷間になっている方へのサービスなどが進み、誰もが住みやすい地域の創出を願い様々な取組を盛り込んだ「笠岡市地域福祉計画」（平成22～27年度）を策定し、地域住民、ボランティア、NPO、各種団体等との協働を深めるとともに相互の連携による地域福祉の推進を図ってまいりました。

誰もが支え合う社会の実現のためには、今まで以上に、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等、すべての人が世代やその背景を問わずに生き生きと生活を送ることができ、地域コミュニティを活性化し、地域住民相互の協力と支え合いによる自主的かつ活発な地域活動が行われる必要があります。

この社会の実現に向けて、笠岡市では、地域住民の参画と協働による「地域での新たな支え合い」として、地域内の互助的なネットワークの構築を図り、地域の課題解決や魅力づくりに協働で取り組むことを目的とした地縁組織である「まちづくり協議会」が、平成24年度までに市内24地区に設立されました。

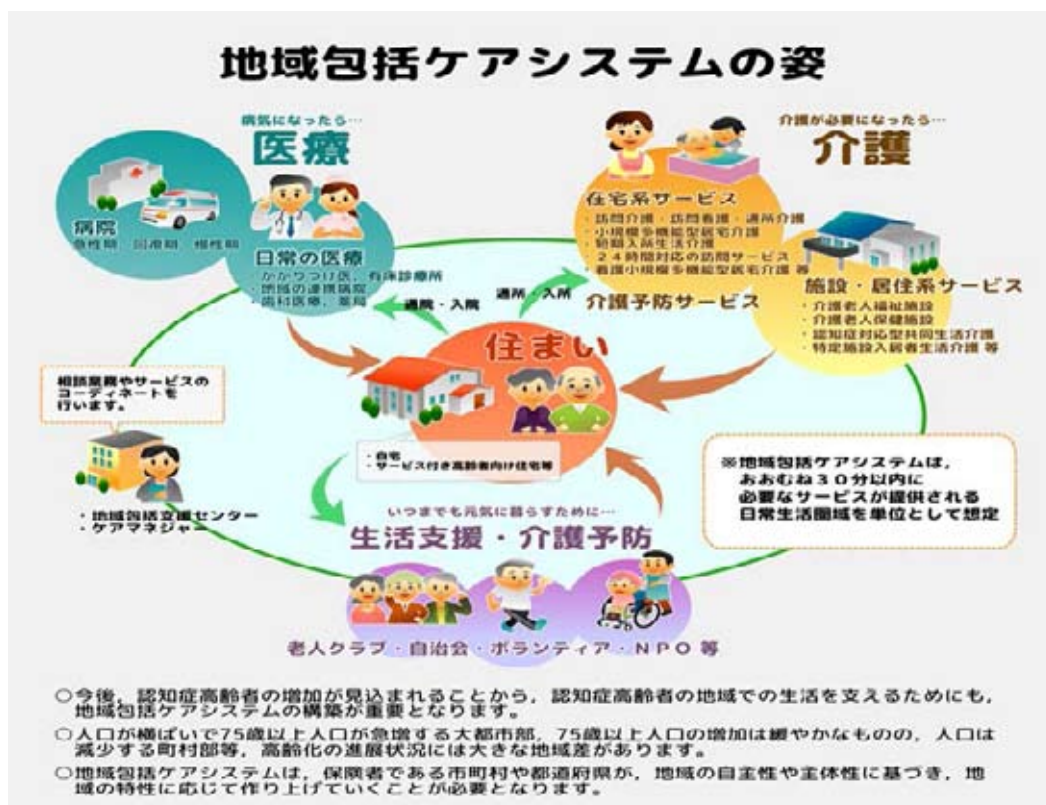
今回の計画では、これまでの計画の基本理念を引き継ぎながら、笠岡市社会福祉協議会が策定・推進してきた計画である「笠岡市地域福祉活動計画」と連携するとともに、高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」の包括的な支援の考え方を、全世代・全対象に発展・拡大させ、すべての人が世代やその背景を問わずに安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向けて、更なる地域福祉の推進を図ります。【参考：P-42に笠岡市のすべての人を対象とした「地域包括ケアシステムイメージ図」を掲載しています。】

【国・岡山県の動向】

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれており、「2025年問題」と言われています。国は、平成37年（2025年）を目途に、地域住民が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。この地域包括ケアシステムは、高齢者に限定されるものではなく、障がいのある人や子どもを含む地域すべての住民のための仕組みであり、すべての住民の関わりにより実現されるものとされています。

また、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティーネットの構築が必要とされていることから、平成25年に「生活困窮者自立支援法」が制定され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を行うための所要の措置を講ずることとなりました。

岡山県では、平成15年3月に岡山県地域福祉支援計画を策定し、市町村地域福祉計画の策定の支援・推進を図るとともに、関連計画と連携を図りながら、地域全体ですべての人の「自立」と「安全・安心」を支えていく地域福祉社会の実現を図るため、平成25年3月に地域福祉を取り巻く状況の変化や関連計画の策定（改訂）内容を反映して改訂されました。



資料：厚生労働省

【地域福祉】

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

そのためには、まずは個人の努力でできることは自分で取り組み【自助】，それでも解決できないことは、地域住民、地域組織や団体等が支え合い、助け合い【共助】，さらに公的なサービスや支援が必要な問題は行政や公的機関が支援する【公助】必要があります。

私たちは、どんなに世の中が変わっても、誰もが、「住み慣れた地域で生き生きと暮らしていきたい」と願っています。誰にも共通のこの願いを実現していくための支え合い、助け合いの取組が地域福祉です。

『自助』	・・・市民一人ひとりが個人の努力で自分の生活を営むこと
『共助』	・・・地域住民や地域組織による支え合いや助け合い
『公助』	・・・行政や公的機関による直接的な支援

注：社会保障制度関連では、近隣の助け合い、ボランティアなどの相互扶助を「互助」，社会保険制度のような制度化された相互扶助を「共助」と区別する場合があります。

【参考】社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 計画の性格・位置づけ

(1) 笠岡市地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第107条に基づき、笠岡市が策定する市町村地域福祉計画であり、笠岡市総合計画、他の分野別計画との整合性を図りながら、本市の地域福祉分野に係る施策を具体化するものです。

「地域福祉計画」に盛り込むべき内容としては、(1) 地域での福祉サービスの適切な利用の推進、(2) 地域での社会福祉を目的とする事業の健全な発達、(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進、の3項目が掲げられています。

(2) 笠岡市地域福祉活動計画

社会福祉法第109条に基づき、民間組織である笠岡市社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、地域住民、ボランティア、NPO、各種団体等が協力し、共に地域にある地域福祉の課題解決を目指して策定する実践的な活動・行動計画です。

【参考】社会福祉法(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて
.....中略.....

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携について

地域福祉計画は行政が立てる「地域住民の立場から地域福祉の理念や方向性を示す計画」として策定されています。地域福祉活動計画はこの理念や方向性に基づき、住民が主体となった地域福祉の取組み(活動)について具体的に示す計画として位置付けられています。

3 地域福祉計画・地域福祉活動計画と諸計画の関係

本市は、市全体の指針となる上位計画である『第6次笠岡市総合計画』において、「みんなで支える福祉のまち」という項目を立てています。そこでは、一人暮らしの高齢者や障がい者、子ども、子育て中の保護者を地域で支える必要性の下に、地域の一人ひとりが互いに声を掛け合い、ふれあいを大切にする社会を作っていくことを目指しています。

そのために、各種団体などとの連携や協働を通じて、地域福祉のネットワークを広げることなどを進めることとしています。

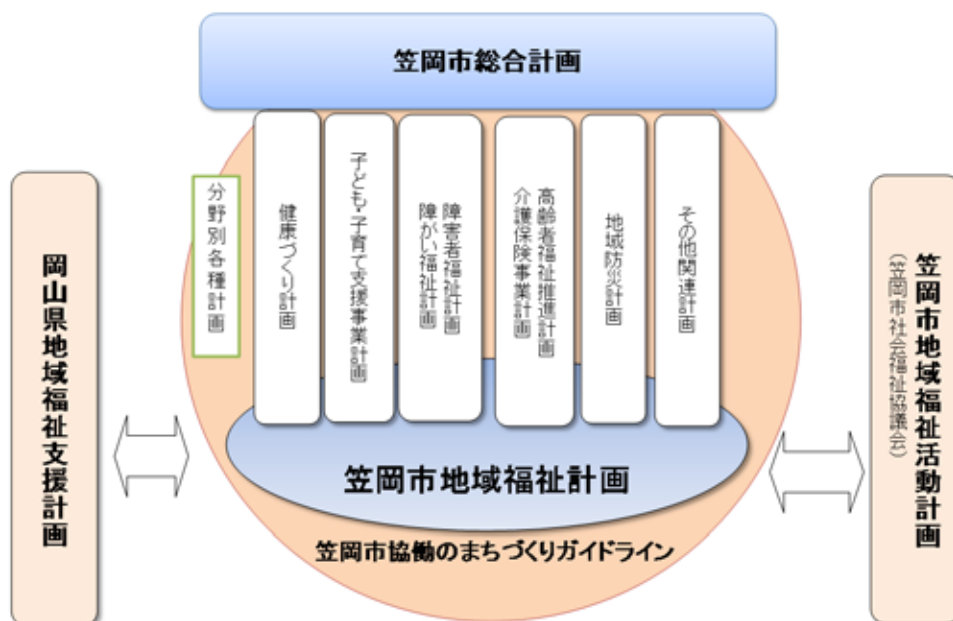
また、各種の保健・福祉に関する行政計画として、保健分野では『笠岡市健康づくり計画(第2期計画)』(平成25年度)、子育て分野では『笠岡市子ども・子育て支援事業計画』(平成26年度)、障がい者分野では『第3次笠岡市障害者福祉計画』(平成23年度)・『笠岡市障がい福祉計画(第4期)』(平成26年度)、介護・高齢者分野では『笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画<ゲンキプラン21-VI>』(平成26年度)を策定し、それぞれの分野の施策を推進しています。

また、「地域福祉」の、文字どおり地域における実践団体として、社会福祉法人の笠岡市社会福祉協議会があり、地域福祉の活動計画として、『第3次笠岡市地域福祉活動計画』(平成26年度)を策定しています。

さらに、地域におけるボランティア団体やNPOとの連携も地域福祉の推進には重要であり、住みよい地域づくりのためには、一人ひとりがまちづくりに関わり、市民と行政が共通する目的に対して相互に連携・協力して取り組むことが必要とした『笠岡市協働のまちづくりガイドライン』（平成19年度）との整合性も図りながら、地域福祉の向上を図っていくこととしています。

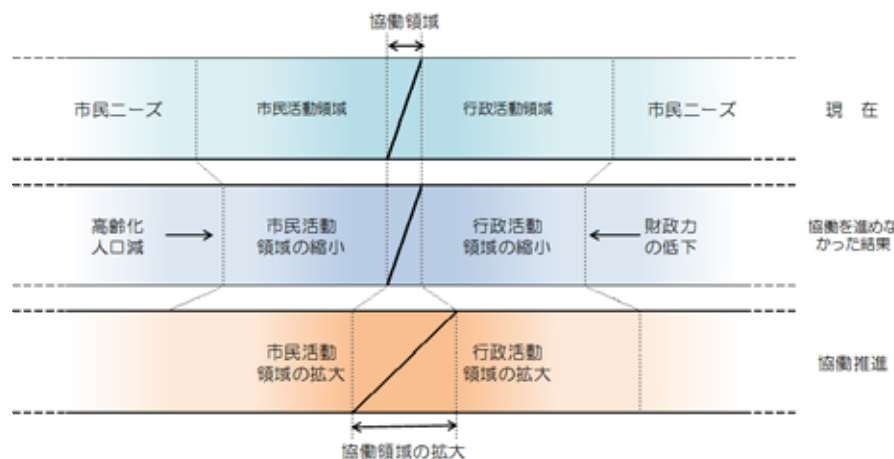
本計画は、これらの分野別計画に基づく施策が、地域において総合的・効果的に展開されることを支える役割を果たすものです。

（『笠岡市地域福祉計画』の位置づけイメージ図）



参考：協働とは、市民と行政がそれぞれの特性を認め合い、信頼の輪で結ばれた対等な関係で、それぞれの役割を果たしながら共通の目的に対して連携・協力して取り組むことをいいます。

（資料：『笠岡市協働のまちづくりガイドライン』）



4 計画の期間

計画期間は、保健・福祉に関する行政計画との整合を図るため、また、地域福祉活動計画との計画期間と合わせ密接に連携が図れるようにするため、平成28年度から平成36年度までの9年間の計画としています。なお、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討することとします。

《参考》各計画の計画期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	
総合計画	前期計画 H22～25		第6次総合計画 後期基本計画(H26～29)				第7次総合計画 前期基本計画(H30～)							
健康づくり計画	いきいき笠岡21、はぐくみ笠岡21、食育推進計画を統合		第2期(H26～35)											
次世代育成支援行動計画	後期計画(H22～26)		子ども・子育て支援事業計画 (H27～31)				子ども・子育て支援事業計画 (H32～36)							
子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画を包含													
障害者福祉計画	第3次(H24～29)						第4次(H30～35)							
障がい福祉計画	第3期(H24～26)		第4期(H27～29)			第5期(H30～32)			第6期(H33～35)					
高齢者福祉推進計画・介護保険事業計画	第5期(H24～26)		第6期(H27～29)			第7期(H30～32)			第8期(H33～35)					
地域福祉計画	H22～27				改訂版(H28～36)									
《参考》 地域福祉活動計画	第2次(H22～26)		第3次(H27～31)				第4次(H32～36)							

5 計画の策定体制

(1) 地域福祉活動計画策定時の「住民座談会」への参加

笠岡市社会福祉協議会は、「笠岡市地域福祉活動計画」の見直しを行うため、平成26年7月から8月にかけて、市内20の地区で、地域の現状や課題、課題解決に向けた方策等について話し合う「住民座談会」を開催しました。（座談会参加人数342人）

その座談会へ参加し、寄せられた意見を本計画策定の参考としました。

(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

「地域福祉」に関わる地域住民の方を対象として、ニーズや意識・意見及び実態等を把握し、今後の施策推進のための基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

■調査期間	平成27年11月17日～12月4日
■調査方法	郵送
■調査対象	20歳以上の笠岡市民3,000名
■回収数	1,197名（回収率：39.9%）
■有効回答数	1,174名（有効回答率：98.1%）
■有効回答者の性別	男性521名（44.4%）女性653名（55.6%）
■有効回答者の年齢	平均年齢55.5歳（20歳から101歳）

(3) パブリックコメントの実施

平成28年2月10日から2月29日にかけて、計画の素案を公表し、市民意見を聴取するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を本計画に反映しました。

(4) 笠岡市福祉施策審議会の設置

学識経験者、地域福祉に関わる団体の代表者等で構成される笠岡市福祉施策審議会（委員14名）を設置し、5回にわたり審議を重ね、本計画を策定しました。

第2章 地域福祉の現状と課題

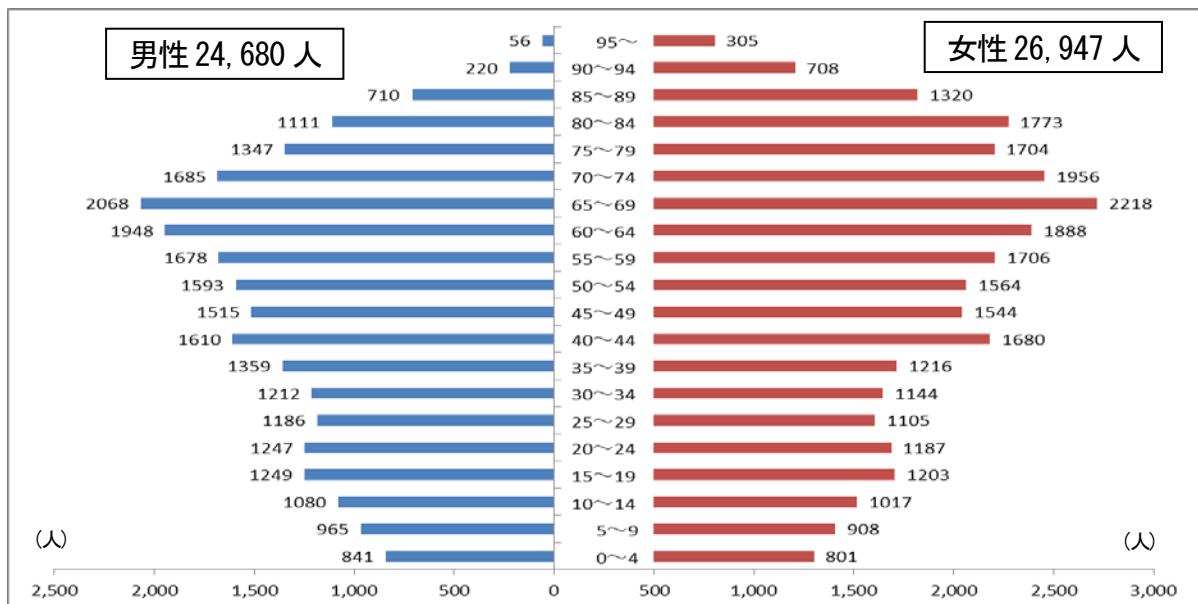
1 笠岡市の状況

(1) 笠岡市の人口状況

本市の平成27年4月1日現在の総人口は、男性 24,680人、女性 26,947人の計 51,627人です。第1次ベビーブーム世代である60歳代後半を頂点に、第2次ベビーブーム世代である40歳代前半、また、その子世代である10歳代後半に一時的な増加は見られるものの、減少傾向にあることがわかります。少子高齢化が進む中で、高齢者福祉のニーズは今後も増大すると予測されており、それを支える人口が減少傾向にあるため、今後の福祉サービスのあり方については大きな課題となります。

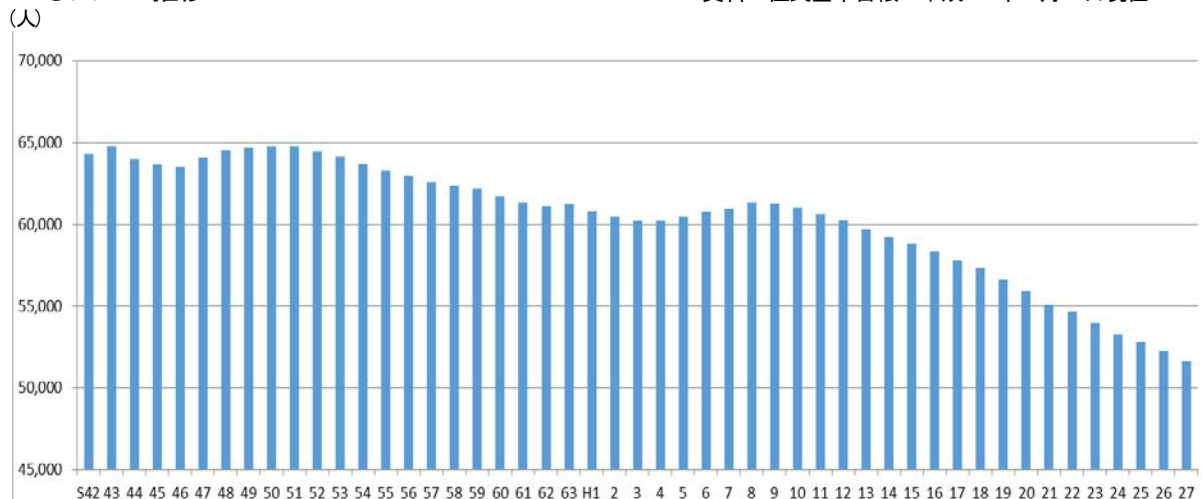
〇人口ピラミッド

総人口 51,627 人



〇人口の推移

資料：住民基本台帳 平成27年4月1日現在



各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

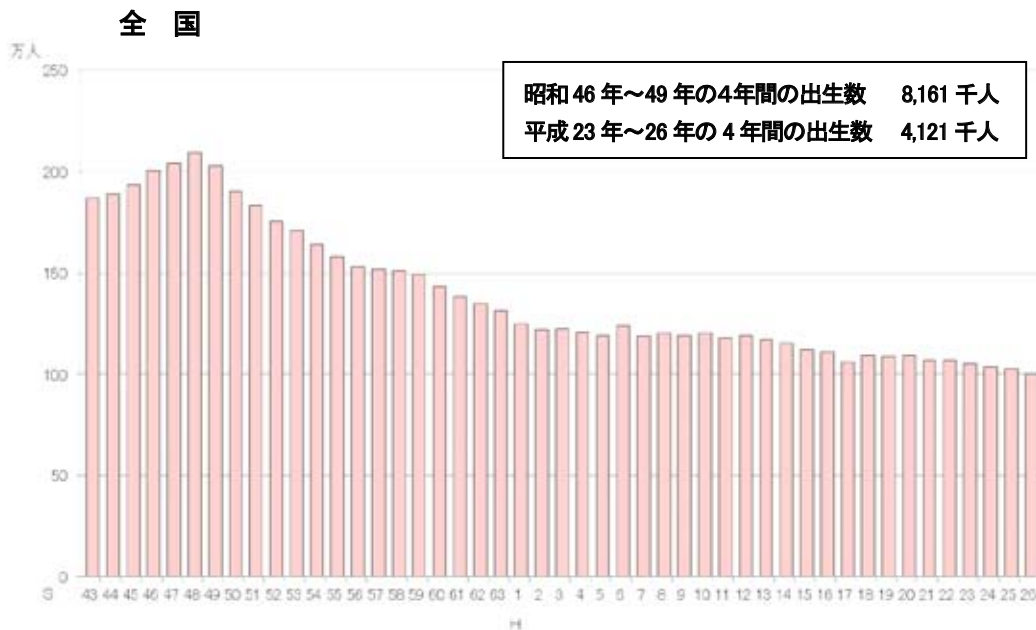
(2) 人口の将来推計と少子高齢化の進行

【出生数の推移】

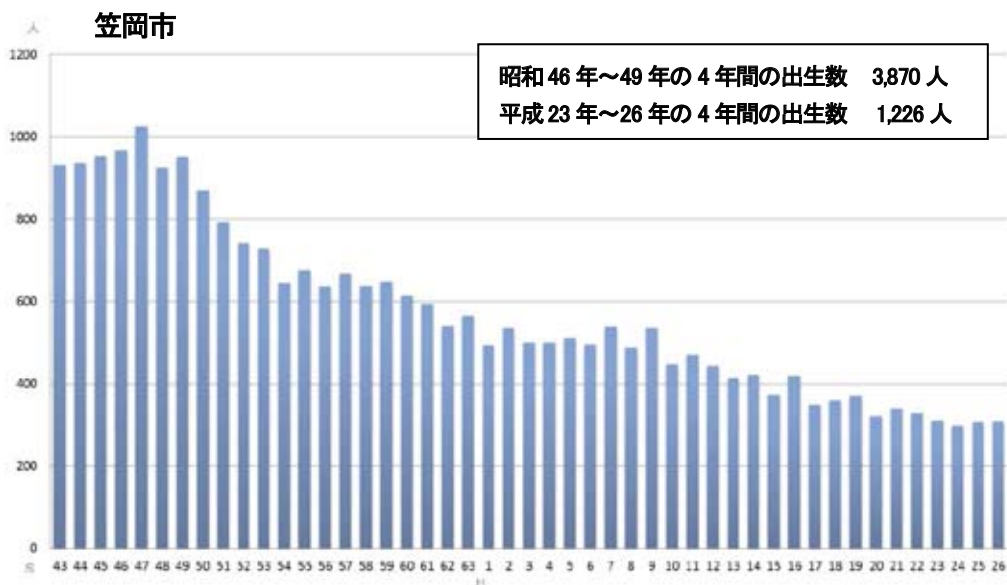
全国における、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム（昭和46～49年）の出生数8,161千人と最近（平成23～26年）の出生数4,121千人を比較すると、全国では50.5%、笠岡市で同様に3,870人と1,226人を比較すると31.7%に低下しています。

この期間の比較では、笠岡市における出生数は、全国より大きく減少している状況になっています。

この人口減少に対応するために、笠岡市では「人口ビジョン」を平成27年に策定し、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、将来の人口確保を目指しています。

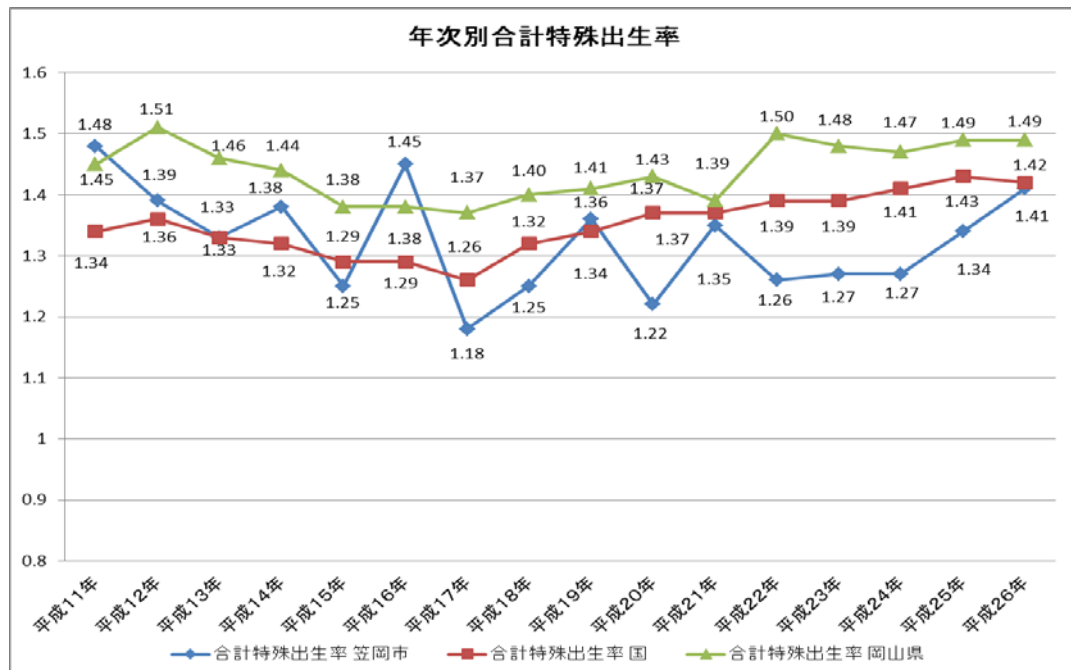


資料：厚生労働省人口動態統計



資料：厚生労働省人口動態統計，岡山県統計年報

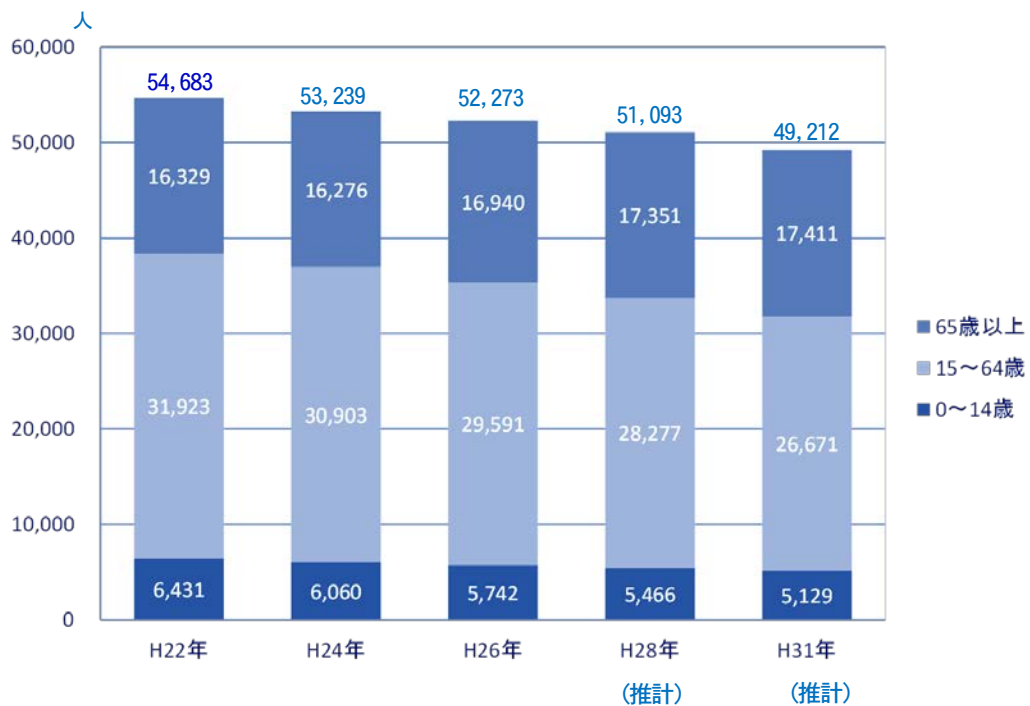
【参考】合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省人口動態統計，岡山県衛生統計年報。備中保健所算出資料

【年齢3区分別人口の推移】

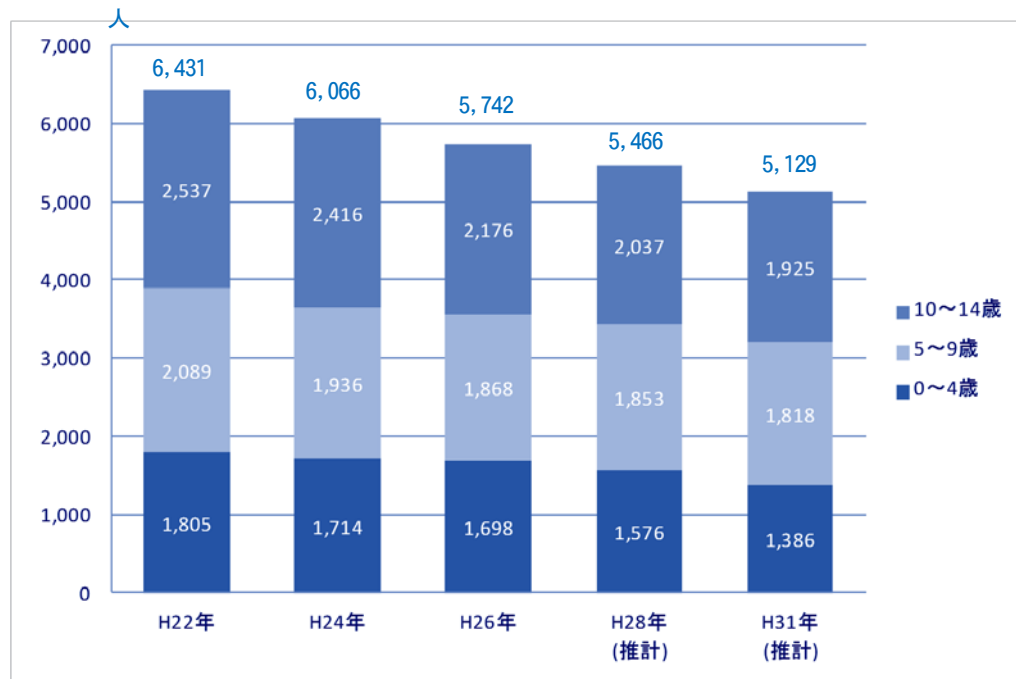
コーホート変化率法で推計すると，今後，全体の人口は減少傾向にあります，高齢者人口は増加していく見込みです。少子高齢化が進んでいくと予想されます。



各年4月1日現在 資料：住民基本台帳及びコーホート変化率法による推計（子ども・子育て支援事業計画）

【年少人口の推計】

今後も引き続き少子化が進行し、5年後の平成31年には、15歳未満の年少人口は平成26年の5,742人から613人減少して、5,129人になると推計されています。



各年4月1日現在 資料：住民基本台帳及びコホート変化率法による推計（子ども・子育て支援事業計画）

（３）要介護等認定者数の状況

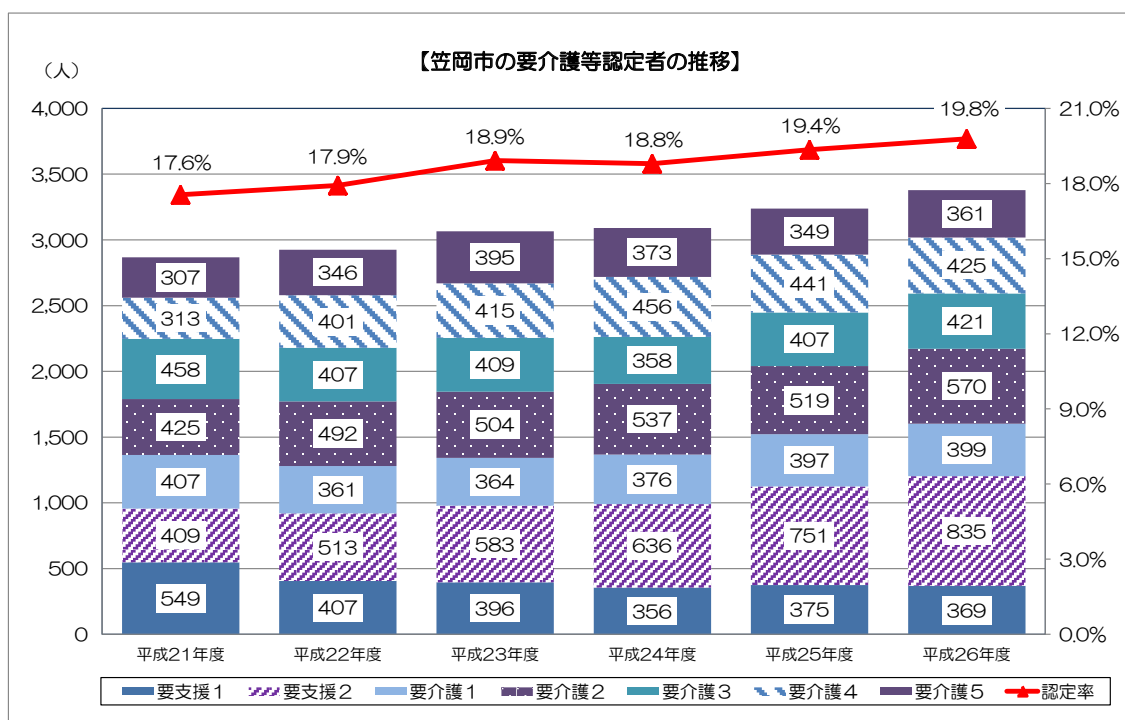
本市の要介護等認定者数は、平成21年度の2,868人から512人増加し、平成26年10月1日現在で3,380人となっています。要支援2及び要介護2、要介護4の増加がみられます。

認定率は、増加傾向にあり、平成26年10月1日現在で19.8%となっています。

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	549	407	396	356	375	369
要支援2	409	513	583	636	751	835
要介護1	407	361	364	376	397	399
要介護2	425	492	504	537	519	570
要介護3	458	407	409	358	407	421
要介護4	313	401	415	456	441	425
要介護5	307	346	395	373	349	361
合計	2,868	2,927	3,066	3,092	3,239	3,380
認定率	17.6%	17.9%	18.9%	18.8%	19.4%	19.8%

各年10月1日現在 資料：笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画（ゲンキプラン21-VI）



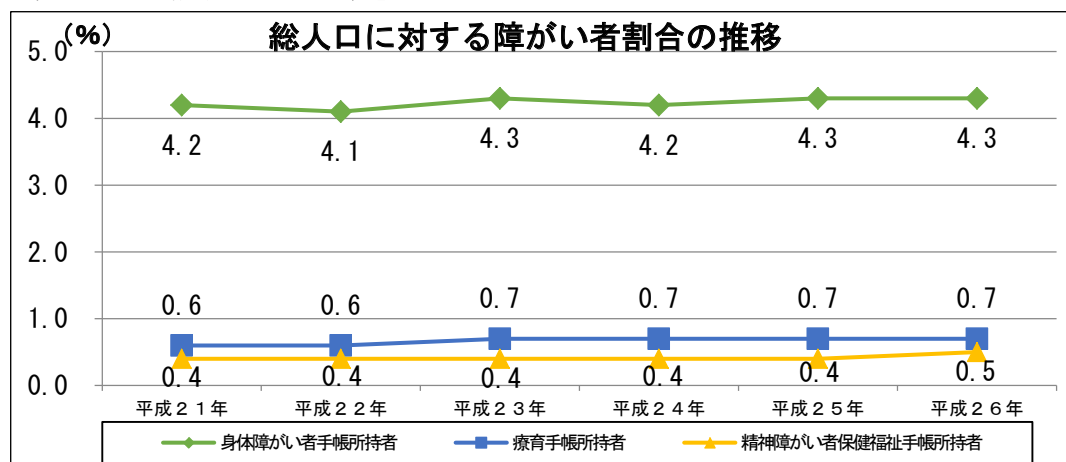
資料：笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画（ゲンキプラン21ーⅦ）

（４）障がいのある人の状況

総人口は減少傾向にある中で、障がい者手帳所持者割合については、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を併せた3障がいともに維持もしくは微増の傾向にあります。特に、近年の社会情勢を反映して精神障がい者保健福祉手帳所持者数については、割合の変化はほとんどないものの、人数自体は増えているのが現状です。

精神障がいは、思春期以降に発病しやすく、病気になったことを隠したい障がい者や家族が多いため、手帳を申請する人が少ないのが現状です。実際には、更に多くの精神障がい者がいると考えられます。

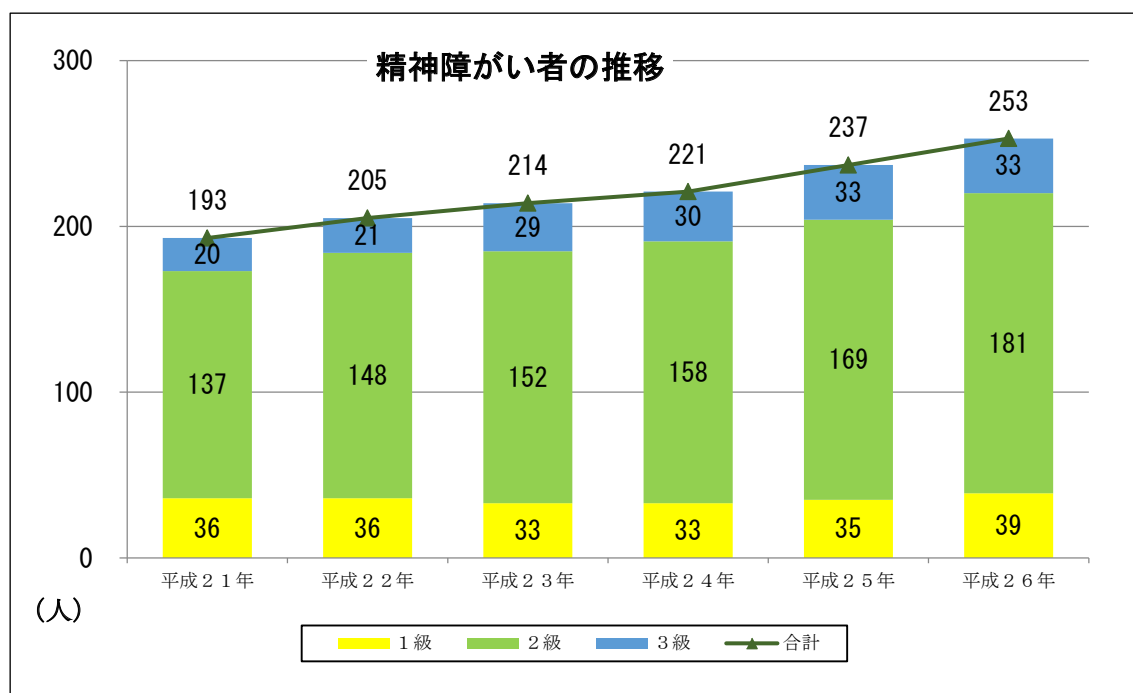
【各障がい者手帳所持者の推移】



各年4月1日現在

資料：笠岡市障がい福祉計画（第4期）

【精神障がい者数の推移】

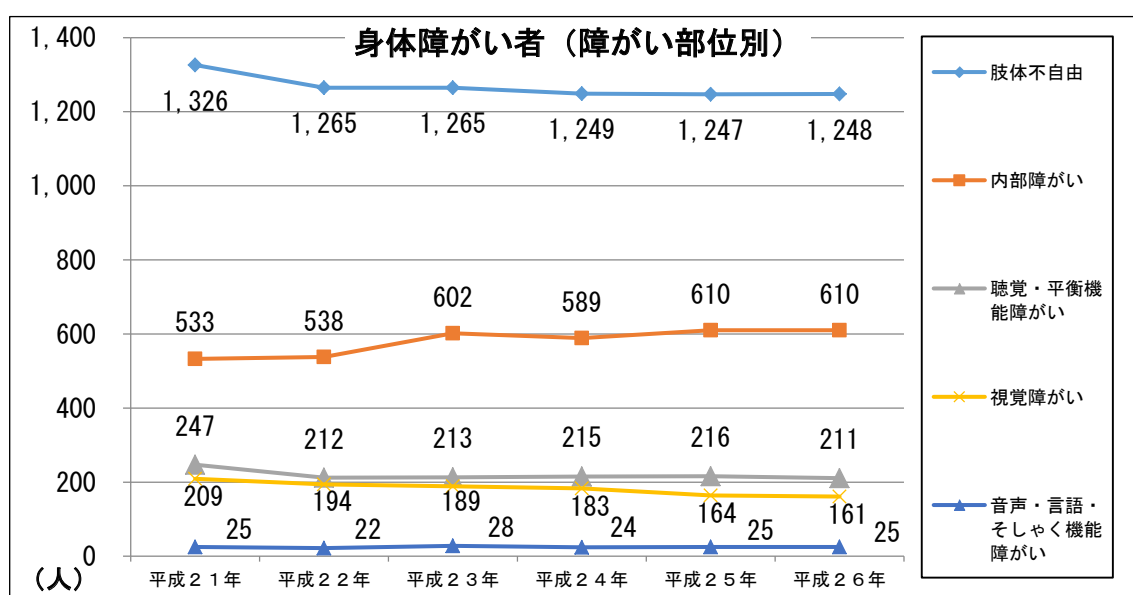


各年4月1日現在

資料：笠岡市障がい福祉計画（第4期）

身体障がい者の障がい部位別の割合は、平成26年4月時点では合計2,263人のうち、「肢体不自由」が最も多く55.1%と過半数を超えており、次いで「内部障がい」27.0%「聴覚・平衡機能障がい」9.3%「視覚障がい」7.1%「音声・言語・そしゃく機能障がい」1.1%となっています。各部位別の割合については3年前と比較してほぼ同様の傾向にあります。

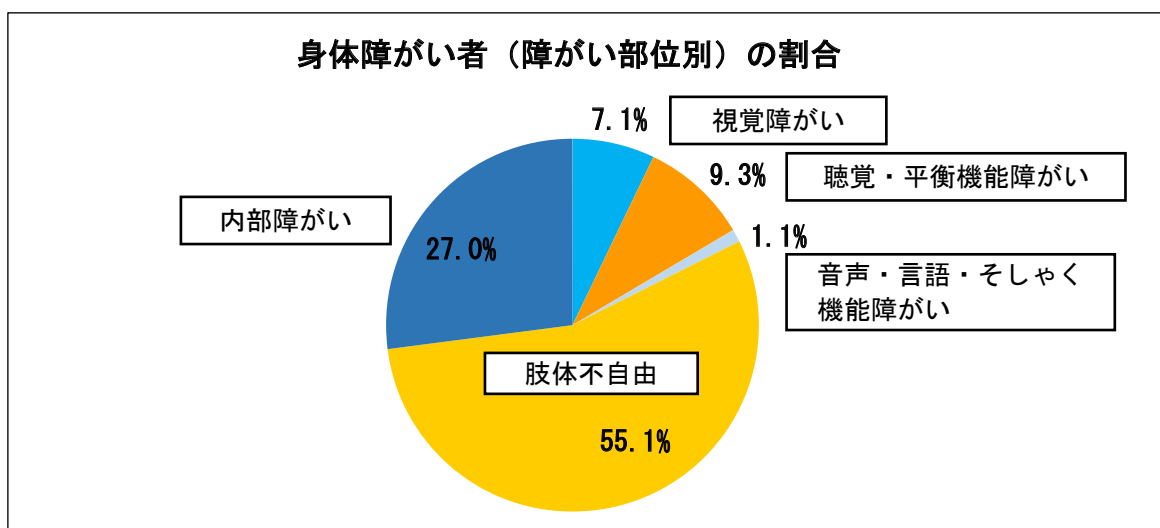
【身体障がい者（障がい部位別）の推移】



各年4月1日現在

資料：笠岡市障がい福祉計画（第4期）

【障がい部位別の推移】

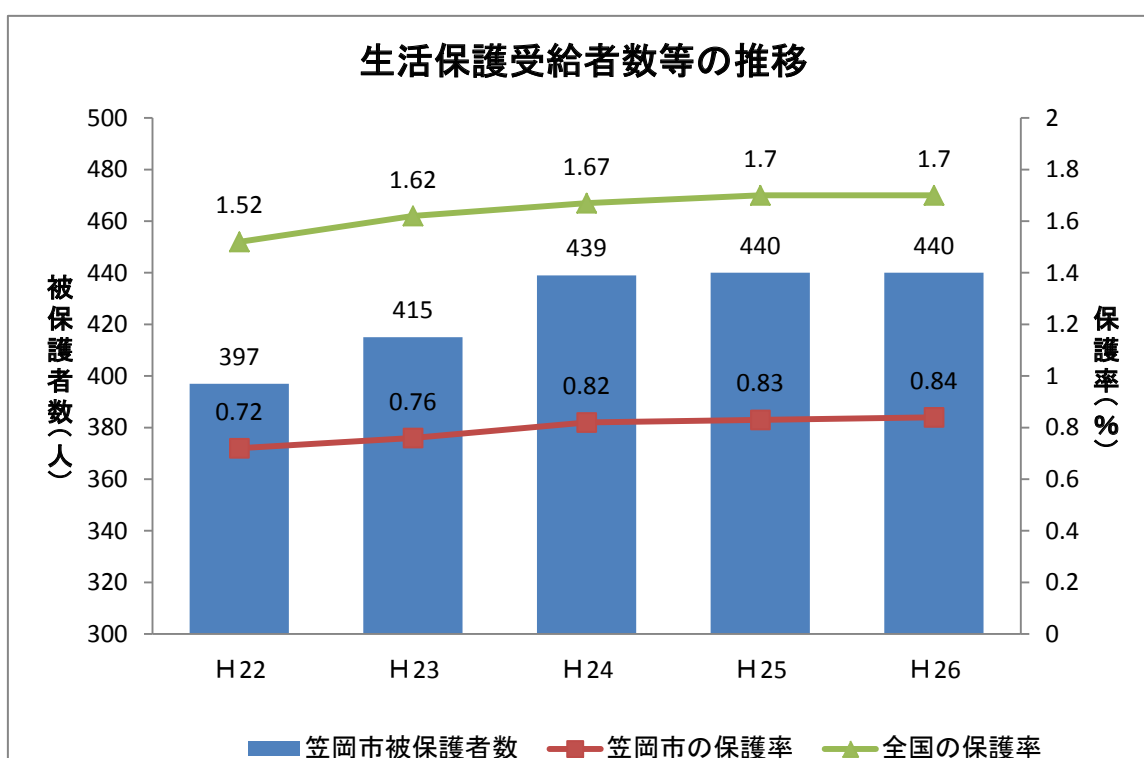


平成26年4月1日現在

資料：笠岡市障がい福祉計画（第4期）

（５）生活困窮に関する状況

生活保護の受給者数は、経済・雇用情勢の低迷や高齢化等を要因に、年々増加傾向が続いています。



各年4月1日現在

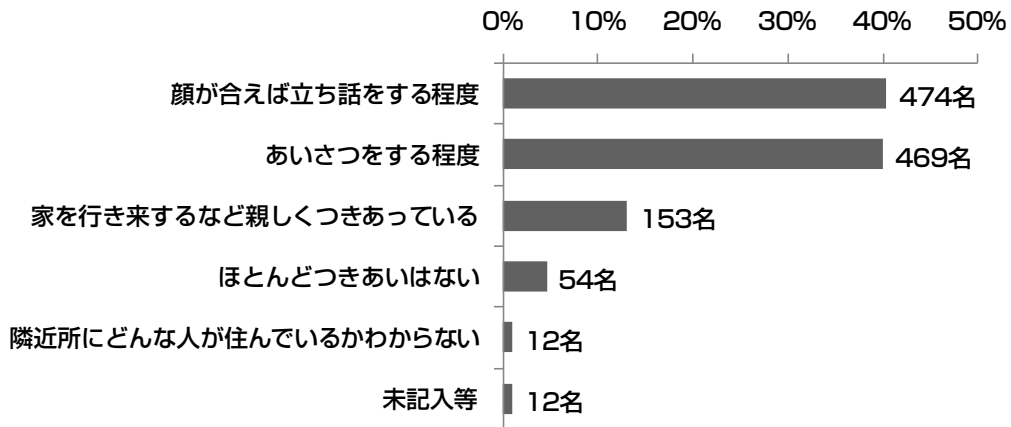
資料：厚生労働省。岡山県生活保護速報

注）保護率＝生活保護受給者人数／人口（年度平均）

(6) 地域福祉に関するアンケート調査結果から見た笠岡市の状況

①「近所との交流程度」

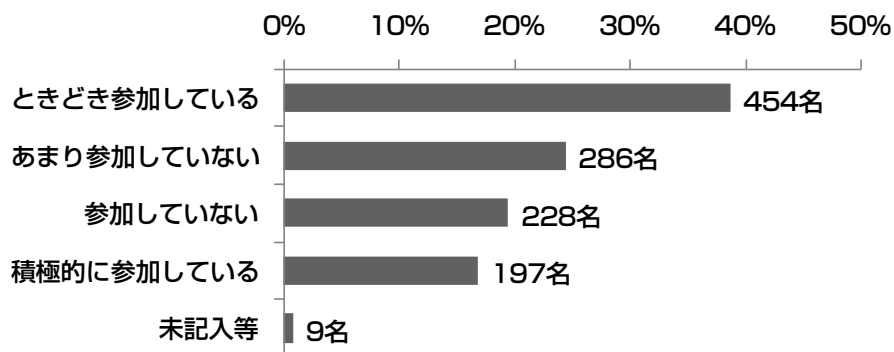
あなたは、ふだん近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか。



最も回答が多かったのは「顔が合えば立ち話をする程度」の474名（40.4%）でした。また「あいさつをする程度」もほぼ同数の469名（39.9%）が選択していました。

②「行事や活動への参加程度」

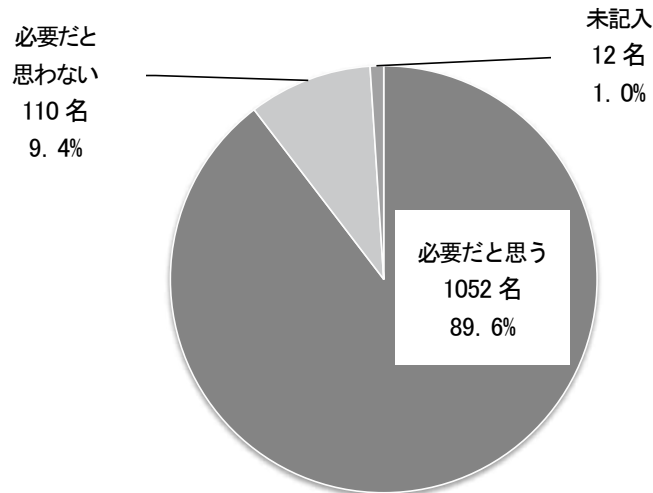
あなたは、地域の行事や活動にどの程度参加していますか。



最も回答が多かったのは「ときどき参加している」の454名（38.7%）でした。なお、「参加していない」は228名（19.4%）でした。

③「支え合いの必要性」

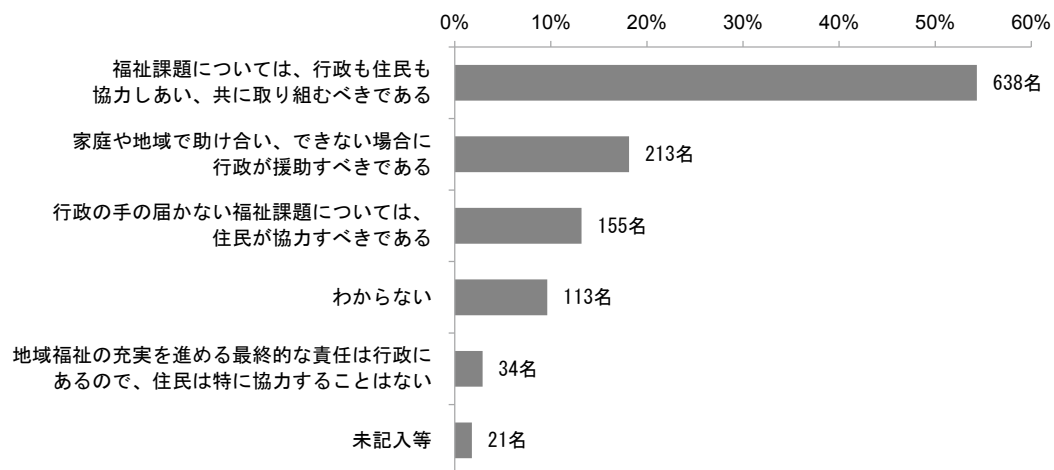
あなたは、地域で起こるさまざまな生活課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が必要だと思いますか。



「必要だと思う」と回答したものは、1,052名（89.6%）とおおよそ9割を占めていました。

④「行政との協働関係における住民の姿勢」

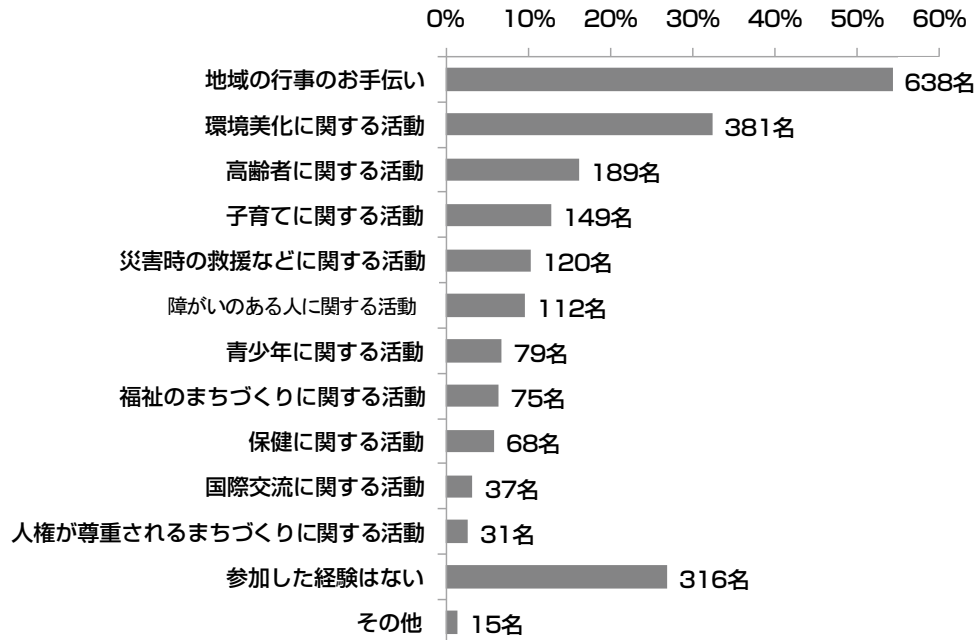
地域福祉を充実させていくうえで、行政と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。



最も回答が多かったのは「福祉課題については、行政も住民も協力しあい、共に取り組むべきである」の638名（54.3%）でした。次いで回答が多かったのは「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである」の213名（18.1%）でした。

⑤「NPO・ボランティア活動への参加状況」

あなたは、今までにどのようなNPO やボランティア活動に参加したことがありますか。(複数回答)



最も回答が多かったのは「地域の行事のお手伝い」の638名(54.3%)でした。次いで回答が多かったのは「環境美化に関する活動」381名(32.5%)、「高齢者に関する活動」189名(16.1%)の順でした。なお、「参加した経験はない」は316名(26.9%)でした。

資料：地域福祉に関するアンケート調査結果

2 地域の社会資源の状況

笠岡市内には、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員のほか、老人クラブや各種ボランティア団体、NPOなどが地域での福祉活動を進めています。このほかにも、行政協力委員や公民館など地域づくりなどに携わっている団体も活躍されています。

このような状況の中で、それぞれの家庭や地域で、誰もがその人らしく安全・安心に暮らせるためには、地域の社会資源が連携し、ネットワークを構築し、地域における支え合い・助け合いの機能を高め、地域福祉を推進することが求められています。

また、市民にはそれぞれの団体の活動内容に関心を持ち、気軽に参加したり活動への理解を深めていくことが求められます。

・社会福祉協議会支部の状況

平成27年4月1日現在、市内には20の地区社会福祉協議会が編成されており、地区社協だよりの発行、三世代交流行事や高齢者等の見守り・訪問活動等を行っています。

また、福祉委員は、各社協支部で設置され、平成27年4月1日現在、765の方が、ふれあいサロンをはじめ友愛訪問、見守り活動などの活動を行う中で身近なところでの地域の困りごとを発見し、相談を社協へつなぐアンテナ役として活動を行っています。

・民生委員・児童委員の状況

平成27年4月1日現在、民生委員・児童委員数は160人、うち主任児童委員数は27人で、常に住民の立場に立って相談に応じ、市民と福祉をつなぐパイプ役となっています。

・愛育委員の状況

平成27年4月1日現在、市内24地区で1,041人の愛育委員が、生涯にわたる健康づくりの支援を行っており、一人ひとりへの声かけ訪問を大切にしながら、健康の輪を広げています。

・栄養委員の状況

平成27年4月1日現在、市内24地区で525人の栄養委員が、“地域での活動を通して食を楽しむ選択する力を身に付けてほしい”と願い、食を通じた健康づくりの普及活動を行っています。

- ・老人クラブの状況

平成27年4月1日現在、市内の老人クラブの数は89クラブ、会員数は、4,632人です。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としています。

- ・NPO、ボランティア団体の状況

平成27年4月1日現在、本市に所在するNPO法人数は18団体、笠岡市社会福祉協議会の登録ボランティア団体数は、18団体となっています。NPO、ボランティア団体は、活動する人にとっての生きがいや自己実現、活動と学習を通じた成長(教育的な機能)、制度では対応できない社会課題の解決、市民の立場からのまちづくりの促進など、地域福祉の担い手、けん引役として多様で柔軟な活動を展開しています。

- ・自主防災組織の状況

平成27年8月1日現在、市内の自主防災組織は91団体です。自主防災組織は、避難場所・経路等の周知、自主的な防災訓練の実施や災害時等の危険箇所の把握など、日ごろから地域の防災活動に取り組んでいます。

- ・まちづくり協議会の状況

平成24年度に市内24地区で地域内にある全団体・全住民が構成メンバーとなる、地縁組織である「まちづくり協議会」が設立されました。

新しいまちづくりの担い手として、地域の課題解決や地域の特長を生かした魅力づくりについて話し合い、場合によっては、地域内の各種団体間の活動を調整しながら、魅力あるまちづくりを進めています。

- ・行政協力委員の状況

平成27年12月1日現在、1,012人の方が、区域内における市民の要望及び意見の取りまとめ、市の広報事項及び周知連絡事項等の伝達、その他市の発展と市民の福利増進及び公共的募金のとりまとめや災害救助等の連絡に関すること等、市政推進に関して、住民と緊密な連携を保ち、その福利増進と行政の浸透を図っています。

- ・地区公民館の状況

市内の公民館は、中央公民館が1箇所、地区公民館が20箇所あります。公民館は、住民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、地域内の住民のために、定期講座の開設など実際の生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行っています。

3 地域で課題となっていること

これまでの福祉サービスは、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに充実してきました。加えて、高齢者施策については地域包括ケアを進め、子育て支援についても地域での子育てが重視されるようになり、障がい者福祉については施設から地域へと、地域福祉づくりに取り組んでいます。

その一方で、共働き世帯の増加や高齢者の増加により子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる中、高齢者介護・障がい者福祉・子育て支援・生活困窮等様々な分野において、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族内や地域内の支援力が低下しているという状況があります。

子育てをする親が相談する先が見つからず孤立してしまう場合や、厳しい社会経済情勢などの影響による貧困、軽度の発達障がいのある子どもの増加など親世代の負担は大きく、結果として虐待や育児放棄につながる場合もあります。

また、医学の進歩等に伴い、医療を受けながら地域で暮らす患者等が増加し、それに伴い、在宅福祉サービスに対するニーズも増大しています。

さらに、様々な分野の課題が絡み合って複雑化することや、世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況がみられるようになりました。

こうした課題に対して、地域全体で支える力を再構築することが求められています。

同時に支援のあり方としても、これまでのように分野ごとに相談・支援を提供しても、必ずしも十分な相談・支援が実現できるとは限らない状況があります。

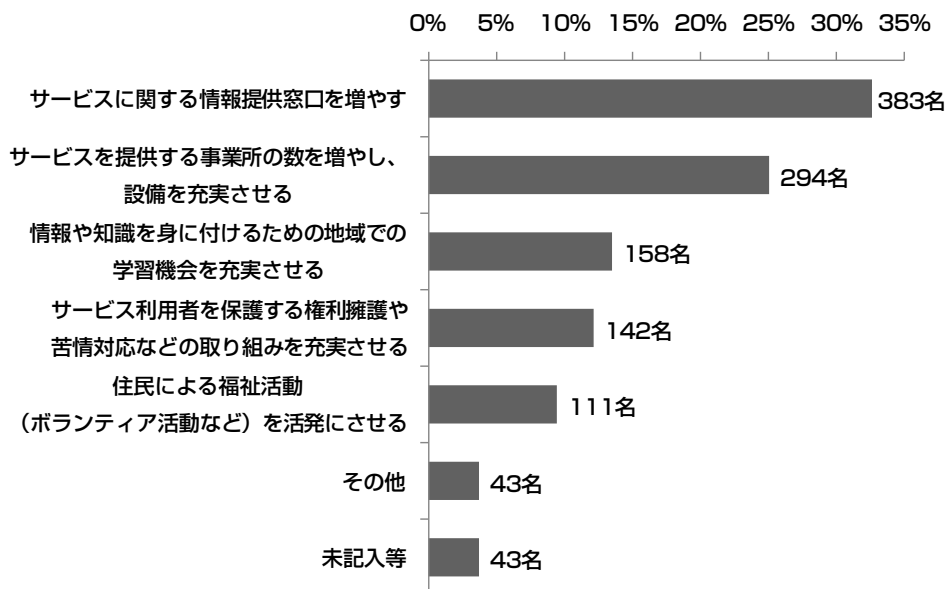
また、相談・支援において、分野ごとに別々に支援を行っていたのでは、十分な支援は行い得ないことから、いわゆる共助の取組を育みつつ、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行うことを可能とする新しい地域包括支援体制を構築することが必要となります。

地域で生活する住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むには、個々のニーズに即したきめ細かい配慮が必要となります。まず、隣近所の小さな圏域での声かけ、見守り等から始まり、それで解決できない課題については、自治会、まちづくり協議会などのより広い圏域で、さらにNPO・ボランティア団体による助け合い、地域包括支援センター等による専門的な相談・支援など、段階的に生活課題を共有化し、課題への対応の検討を通して、重層的に支援していくことが求められています。

これらの課題を踏まえ、地域福祉を推進していく上で、それぞれの特性を生かした支え合い・助け合いの活動が有機的かつ重層的に連携し、生活課題の解決に向けて、総合的な支援できるよう、すべての人を対象とした新しい地域包括支援体制の構築を目指してまいります。また、それぞれの福祉サービスなどの制度のすき間から生じている生活課題についても、拾い上げる仕組みづくりを目指します。

参考：「福祉サービス充実の課題」

福祉サービスを充実させるために、最も必要と思うものに、
ひとつだけ○印をつけてください。



最も多く○印がついていたのは「サービスに関する情報提供窓口を増やす」の383名（32.6%）でした。次いで○印が多くついていたのは「サービスを提供する事業所の数を増やし、設備を充実させる」の294名（25.0%）でした。

資料：地域福祉に関するアンケート調査結果

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、これまでの計画の理念「みんなでささえる福祉のまちづくり」を継承し、地域住民やコミュニティ、ボランティア、行政等が協働して、地域で、みんながお互いを「支え合う」地域福祉を推進します。

そして、子どもから高齢者まであらゆる世代の人々が安心して生き生きと暮らしていくことができるまちを目指して、その実現に向けた施策を推進しています。

基本理念：みんなでささえる福祉のまちづくり

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、地域福祉を計画的、効率的に推進するために、次の3つの基本目標を柱に地域福祉施策を一層推進し、市民が住み慣れた地域で安心して生活できる福祉社会の実現を目指します。

(1) 地域福祉の担い手づくり

住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、地域福祉活動の充実、地域の見守り・支え合いの機能の向上に向けた担い手の育成・活動の支援に取り組みます。

(2) 地域福祉の仕組みづくり

福祉サービス等を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、相談支援体制や権利擁護支援、生活困窮者支援等の仕組みづくりに取り組みます。

(3) 地域福祉のまちづくり

すべての人が安心して暮らすことができるよう、適切な福祉サービスの利用促進や、地域の社会資源との連携強化、災害時の地域による支援体制づくり等、地域で支え合うまちづくりに取り組みます。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	具体的取組
みんなでやれる福祉のまちづくり	地域福祉の担い手づくり	地域の生活者・構成員としての意識の向上
		福祉の意識、ボランティア活動への理解の向上
		生涯を通じた健康づくりの推進
		住民ボランティア・NPOなどへの活動支援
		知識や情報、技術習得のための研修などへの支援
		地域福祉にかかわる「地域福祉サポーター」の育成・支援
		市民後見人等による成年後見活動の推進
	地域福祉の仕組みづくり	福祉に関する総合的な相談体制の充実
		福祉に関する情報提供の総合化
		地域ケア会議の充実
		地域の実態把握体制の充実
		認知症支援体制の充実
		権利擁護の支援・虐待防止の促進
		地域の関係機関との連携強化(新しい地域包括支援体制の構築)
		医療と介護の連携の推進
		地域の支え合いによるサービスの把握と広報
		子育てに関する相談体制の充実
		生活支援サービスの充実
		生活困窮者の自立支援
	地域福祉のまちづくり	地域における「新たな支え合い(共助)」の確立
		地域でのネットワークの構築と拡大整備
		笠岡市社会福祉協議会との連携強化
		民間事業者等による地域の見守り体制の強化
		保健・医療や生活関連分野との連携
		災害時等避難行動要支援者の支援
		福祉避難所運営体制の充実

4 計画の重点課題：“生活課題”の解決

地域に住む人たちにとって、地域福祉における課題といっても、一体どのようなものが該当するのでしょうか。

『笠岡市地域福祉計画』では、“生活課題”という概念を取り入れています。

『これからの地域福祉のあり方に関する研究会』が、平成20年3月にまとめた『地域における「新たな支え合い」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－』の報告書の中で

『公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題としては、

- ① 一人暮らし高齢者や障がい者などのゴミ出し、電球の交換といった軽易な手助けのように、事業者による公的な福祉サービスで対応するには費用などの点で効率的ではないもの、あるいは、映画鑑賞や墓参りの付き添いなど、公的な福祉サービスで対応すべきかどうか人によって判断が分かれる要請といった、制度では拾いきれないニーズ
 - ② 様々な問題を抱えていながら、従来の公的な福祉サービスで定められているサービス給付要件に該当しない、「制度の谷間にある者」への対応
 - ③ 引きこもりから孤立死に至る独身男性、消費者被害に遭っても自覚がない認知症の一人暮らし高齢者など、自力で問題解決に向かわず、または問題解決能力が不十分で、公的な福祉サービスに関する情報があっても理解や活用が難しく、かつ、家族や友人など身近な人々の手助けが期待できない状態にある人々への対応
- がある。これらは、地域で生活している人にしかみえない地域の生活課題であったり、身近でなければ早期発見が難しい場合が多い。』

と説明しています。

これらの事柄は、実は住民の視点に立って普段の身の回りの生活の中から課題を見つけよう、そして、そうした生活に即した課題をみんなで解決に結び付けよう、ということです。この“生活課題の解決”が「地域福祉」の重点課題です。

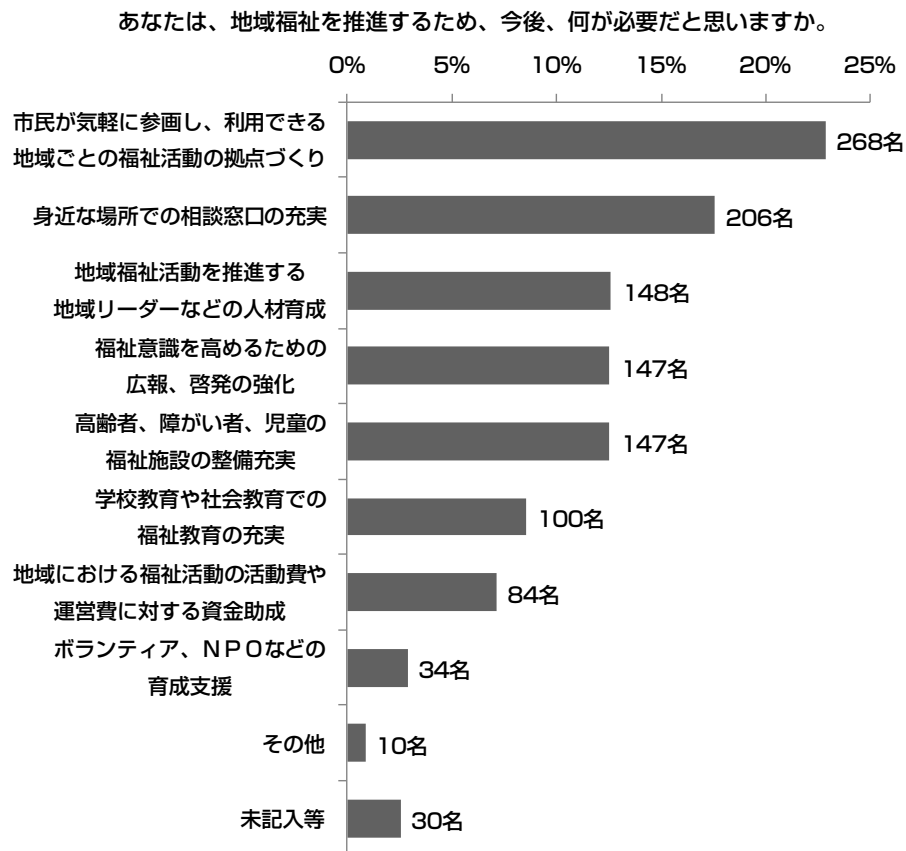
公的な福祉サービスは、その公平性と平等性、効率性の観点からその適用条件や内容が細かく決まっています。このことは、サービスを効果的・経済的に供給するには大変重要な要素です。

けれども、日常生活の中から表れてくる様々な課題は、問題点そのものが重層的で分類が難しかったり、制度への適用条件のあてはめ自体が難しい場合もあるのが一般的です。

何が原因で困っているのか、どこを直したり、支援すれば解決するのか。一直線の論理では、なかなか解決に至るまでのサービスに対する満足度を高めることはできません。

まずは、住民の視点に立つこと。そうして、公的な福祉サービスの枠組みをいったん外してみることで、「支え合い」のサービスは始まります。

参考：「地域福祉推進の課題」



最も回答が多かったのは「市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」の268名（22.8%）でした。次いで、回答が多かったのは「身近な場所での相談窓口の充実」の206名（17.5%）、「地域福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材育成」の148名（12.6%）でした。

資料：地域福祉に関するアンケート調査結果

第4章 計画の実施

1 基本目標：地域福祉の担い手づくり

住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、地域福祉活動の充実、地域の見守り・支え合いの機能の向上に向けた担い手の育成・活動支援に取り組みます。

(1) 現状と課題

少子高齢化、家族構成の変化、家族や地域とのつながりが希薄化するなど社会の在り方が変容しつつあり、地域の支え合いの力が低下しています。このような状況の変化の中にあって、それぞれの家庭や地域で、誰もがその人らしく安全・安心に暮らせるためには、人との絆の回復や地域社会の持つ支え合いの力の再生などに取り組み、地域福祉を推進することが求められます。

地域による支え合いの主体となるのは、民生委員・児童委員のほかに、社会福祉協議会やNPO・福祉団体など様々な組織が考えられます。それぞれに、責任と役割の範囲は異なりますが、地域の社会資源として活躍が期待されます。

そこで、これら社会資源の充実、強化のために、登録者数を増やすなどの育成支援が必要です。また、支援の必要な人の情報があったときに適切な行動がとれる市民を養成することが必要です。

そして、地域での身近な相談・支援に対応するとともに、制度やサービスにつないだり、地域の人々や関係機関との間でのネットワークづくり等、地域をつなぐ役割を果たす仕組みとして、コーディネートする機能の充実も求められています。

市民一人ひとりの福祉に対する意識の向上を図り、地域において福祉活動に携わる人を確保するとともに、関係者のつながりを深めることにより、地域における支え合い・助け合いの機能を高めていくことが求められています。

(2) 具体的取組

- ・地域の生活者・構成員としての意識の向上

『笠岡市子ども・子育て支援事業計画』では、平成25年4月に施行した「笠岡市子ども条例」の理念に従い、すべての子どもが安心して心豊かに育つことができるよう地域全体で支援するための取組を掲げています。

具体的には、「家庭や地域の教育力の向上」として、地域や家庭においての子どもの学びの支援や地域の方々との交流活動の充実を図ります。

これらは、子育てという視点から、地域住民が、地域の生活者・構成員としての意識を向上させる取組です。

『笠岡市健康づくり計画（第2期計画）』においても、市民一人ひとりの健康づくりを行政と地域が連携することによって、地域全体で支援するための体制づくりの視点を盛り込んでいます。

こうした取組を進めることができるように、啓発やPRを進めます。

- ・福祉の意識、ボランティア活動への理解の向上

地域福祉を担う人材を増やすためには、福祉に関する意識の向上や、ボランティア活動への理解を進めることが重要です。

『笠岡市健康づくり計画（第2期計画）』では、加齢や疾病により体調に不安を抱える人だけでなく、介護や子育て中の世帯等精神的な負担を抱える人も地域で支えられるよう、地域でできること（共助）の取組を年代層ごとに示しています。人と人とのつながりを大切にしながら豊かな人間関係を築くことにより、地域の結束力を高め健康づくりを推進する意識を普及しています。

こうした活動は、保健分野に限らず、福祉やボランティアに対する意識の向上に大きな役割を果たします。

地域福祉に関する地域の実践事例などの発表の場を通じて、活動を知ってもらったり、研修を開くなど福祉に対する意識の向上に努めます。

- ・生涯を通じた健康づくりの推進

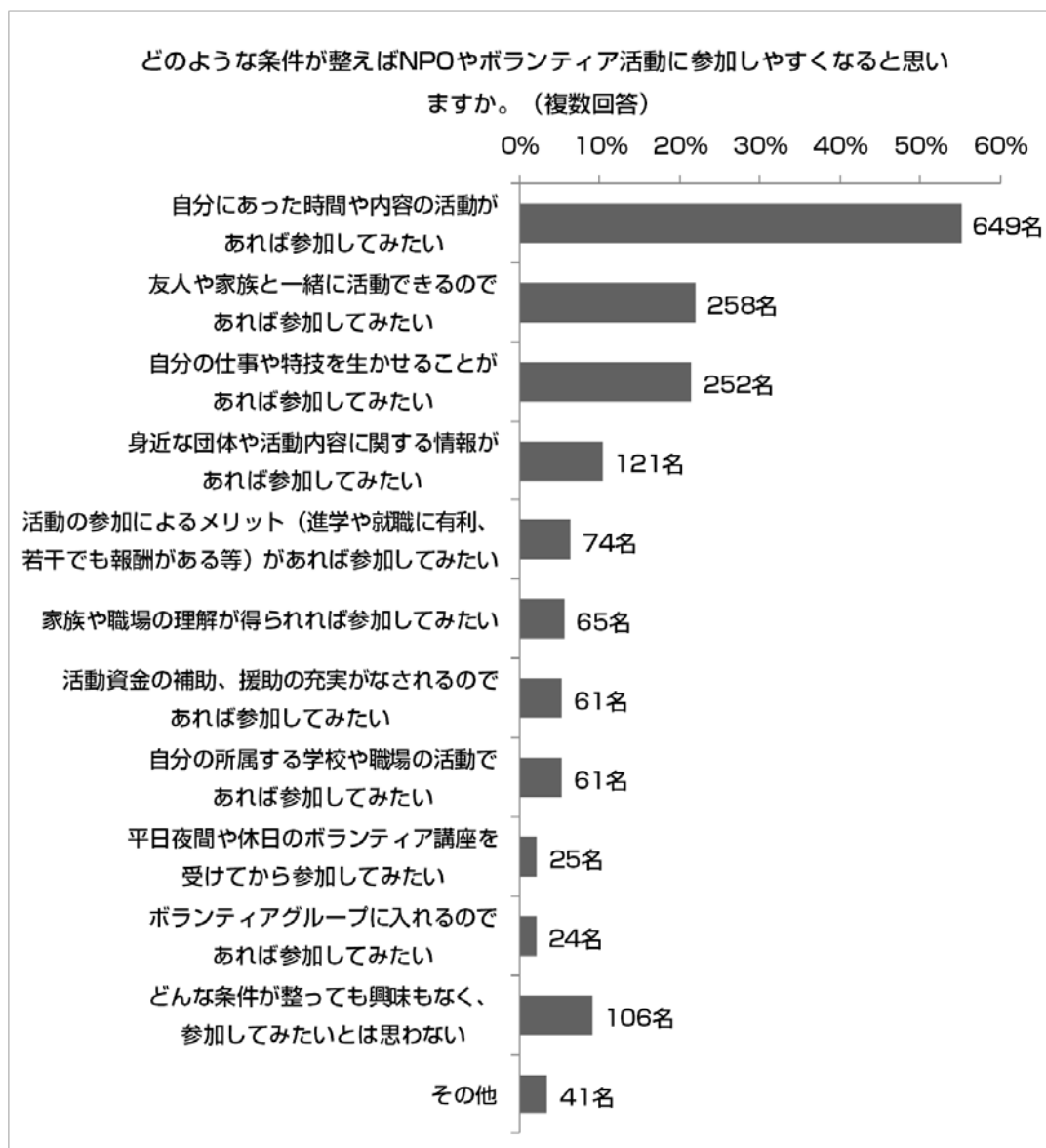
年齢や病气、障がいの有無に関係なく、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各種健康教室の開催や、地域で介護予防に取り組む「いきいき百歳体操」の普及に努めるなど、健康管理や望ましい生活習慣についての意識の啓発、介護予防の充実を図ります。

- ・住民ボランティア・NPOなどへの活動支援

住民のボランティア活動については、『第3次笠岡市障害者福祉計画』の中で、「ボランティア活動の推進」という項目を立てて、「ボランティア団体の育成及び活動助成、ボランティア講座の開催、ボランティア団体情報ネットワークの構築」を掲げています。

障がい者福祉にとどまらず、子育て世帯や高齢者、また支援の必要な方への地域の支え合いによるサービスの供給と自己の社会への参加意識を高めることを目的に、福祉ボランティアの方を増やしたり、活動サポート体制を作るなどの支援を進めます。

参考：「参加しやすいNPO・ボランティア活動の条件」



最も回答が多かったのは「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」の649名（55.3%）でした。次いで回答が多かったのは「友人や家族と一緒に活動できるのであれば参加してみたい」258名（22.0%）, 「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」252名（21.5%）の順でした。なお、各世代とも同様の傾向でした。

資料：地域福祉に関するアンケート調査結果

- ・知識や情報，技術習得のための研修などへの支援

『ゲンキプラン21-VI』では、「認知症高齢者施策の推進」として，認知症サポーターの育成を掲げています。これは，認知症を理解し，認知症の人を温かく見守り支援する人材を育成する取組で，認知症キャラバン・メイトを中心に「認知症サポーター養成講座」を推進します。

- ・地域福祉にかかわる「地域福祉サポーター」の育成・支援

地域福祉計画の内容を理解して，支援の必要な人を，見つけた時に適切な行動がとれるよう地域で行われている様々な活動事例を参考に，相談に関する事や地域活動の調整・推進役としての役割や方法を学ぶ，「地域福祉サポーター養成講座」を実施します。

こうした方々を「地域福祉サポーター」として位置づけ，その活動の支援や行政等との連携を進めます。

- ・市民後見人等による成年後見活動の推進

かさおか権利擁護センターの支援により，市民後見人が，判断能力が十分でない人の日常生活を身近な立場で支援できるよう，地域における成年後見活動の推進を図ります。

本市では，市民後見人の養成期間を修了後，「市民後見人バンク登録」を行い，社会福祉協議会の法人後見との複数後見で後見人業務を推進します。

2 基本目標：地域福祉の仕組みづくり

福祉サービス等を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、相談支援体制や権利擁護支援、生活困窮者支援等の仕組みづくりに取り組みます。

（１）現状と課題

主として高齢者への福祉サービスに関する総合的相談窓口として、地域包括支援センターがあります。

この地域包括支援センターには、3分野（保健・福祉・介護）の専門職が常駐していますから、そのネットワークを通じて、公的な福祉サービスから地域の支え合いによるサービスに至るまで、地域における“生活課題”解決のためのサービスにつながりやすい、という強みがあります。

平成21年度からは、その事業の実施を笠岡市社会福祉協議会に委託しました。

このことは、公的な福祉サービスを担当する地域包括支援センターと、地域の支え合いによるサービスを担う社会福祉協議会とが一体化して、地域における“生活課題”の把握と解決に当たることができる条件が備わっていることを意味します。

そこで、行政の関係課との緊密な連携の下に、“生活課題”の総合相談体制をつくります。

なお、『ゲンキプラン21-VI』では、総合相談支援事業の充実として、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、総合相談や実態把握を通して、介護予防の視点から課題の早期発見、早期対応に努めることを盛り込みました。

また、多様で複合的な“生活課題”を抱える生活困窮者を支援するための支援体制の整備を図り、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築を目指します。

（２）具体的取組

・福祉に関する総合的な相談体制の充実

タテ割りになりがちな行政の窓口と、地域包括支援センター、井笠圏域障害者相談支援センター、社会福祉協議会などとの協働を通じて、相談から支援に向けての仕組みを作ります。そして、支援を必要とする人に対し、きめ細かな対応が図れるよう各種相談対応のしくみを充実するとともに、ニーズと提供側とを結びつけるコーディネート機能の充実に努めます。

複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、相談・支援を分野横断的かつ包括的に提供することが求められており、これを実現するためには、相談・支援において、各分野に別々の支援を行っていたのでは、十分な支援は行えません。

このため、ワンストップで分野を問わず、相談・支援を行うことや、各分野間の相談機関で連携を密にとることにより、分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討します。

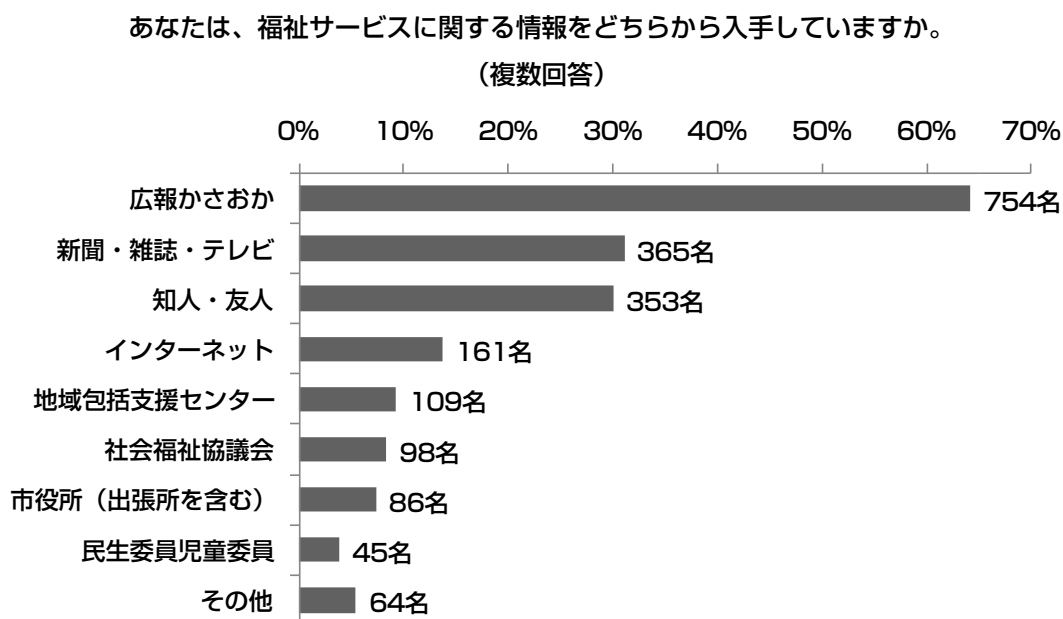
- ・福祉に関する情報提供の総合化

各種法制度によって設けられている公的な福祉サービスの情報を、高齢者・障がい者、子育て世代に効果的に提供するだけでなく、潜在的に支援を必要としている住民にも伝わるよう、関係機関、団体との情報共有に努めます。

また、地域福祉にかかわる機関・団体への会議へ行政も積極的に参加したり、「出前講座」の活用を呼びかけます。

こうした活動を通じて、地域と行政のサービスとのつながりを深めるだけでなく、住民が必要とするサービスを気軽に利用、相談できる仕組みの確立を目指します。

参考：「福祉サービス情報の収集媒体」



最も回答が多かったのは「広報かさおか」の754名（64.2%）でした。次いで回答が多かったのは「新聞・雑誌・テレビ」365名（31.1%）、「知人・友人」353名（30.1%）の順となっていました。

資料：地域福祉に関するアンケート調査結果

- ・地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、多職種連携で個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

そこで、本市では、以下の3つのケア会議体制を推進しています。

① 地域ケア会議（市全体レベル）

地域の関係者の連携を強化するとともに、住民ニーズと社会資源の現状を共有し、個別の検討、地域での検討では解決できない全市的な課題や政策的な課題について、関係機関の代表者により市全体レベルの対応策を検討する場です。

②小地域ケア会議

各地域において、地域包括支援センターと地域内の各種団体で地域課題を把握・共有し、地域で検討すべき課題について、連携・協働しながら、地域住民と専門職が、地域課題の解決に向けて検討する場で、地域のネットワークの構築を図ります。

③個別ケア会議

個人が抱える個別の困難課題について、専門職を含む関係者がその支援内容について検討する場です。支援を必要とする人を中心とした多職種連携の機会を通して、ネットワークの構築を図るとともに地域課題の発見、把握をします。

これらの会議を通じて構築されている各種機関との連携を更に強めることで、公的な福祉サービス・地域の支え合いによるサービスの整理を行い、地域における新たなサービスの構築や広域的な支援体制の整備を図ります。

・地域の実態把握体制の充実

地域包括支援センターは、地域の高齢者の抱える問題を早期発見して、解決につなげるため、高齢者の実態把握に努めることとしていますが、行政の関係各課においても、地域の実態把握に努めます。

そこで得られた問題点や“生活課題”は、それぞれの専門分野で対応することはもちろんですが、関係各課や国・県などの関係機関との情報共有や対応ができるよう努めます。

・認知症支援体制の充実

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できるだけ住み慣れた地域で安心して住み続けることができる社会の実現を目指し、認知症予防、早期診断・早期対応を行うための医療体制の充実、認知症地域連携体制の充実など認知症施策の総合的な取組を目指しています。

また、医療・介護等の連携による認知症の方への支援としては、できる限り早い段階からの支援として、医療・介護専門職による認知症初期集中支援チームを平成30年度までに設置し、認知症地域支援推進員と連携をしながら、認知症の正しい理解の普及啓発・早期発見に努めます。

また、認知症高齢者など行方不明になる可能性のある方への支援策として、平成25年度から笠岡市認知症ひとり歩きSOSネットワーク事業に取り組んでいますので、今後さらに早期発見に向けた連携体制の充実を図ってまいります。

- ・権利擁護の支援・虐待防止の促進

笠岡市社会福祉協議会に設置した「かさおか権利擁護センター」と連携して、成年後見制度の利用手続等にかかる相談支援を行うとともに、市民後見人の養成や、フォーラムの開催等による制度の普及啓発、成年後見制度や権利擁護に関わる機関・団体等とのネットワークづくりを進めます。

また、高齢者や障害のある人、子ども等への虐待を防止するため、早期発見と迅速な支援が行われるよう、関係機関と連携して、啓発活動や地域での見守り体制づくりを進めます。

- ・地域の関係機関との連携強化（新しい地域包括支援体制の構築）

高齢者に対する地域包括システムや生活困窮者に対する自立支援制度といった包括的な支援システムを、制度ごとではなく地域という“場”に拡げ、「制度の谷間」という福祉制度では手を差し伸べることができない“生活課題”について、関係各課・関係機関との連携により、迅速な対応ができるよう、システムの拡大と整備を通じて、誰もが支えられ支えることのできる総合的な支援体制の確立を目指します。

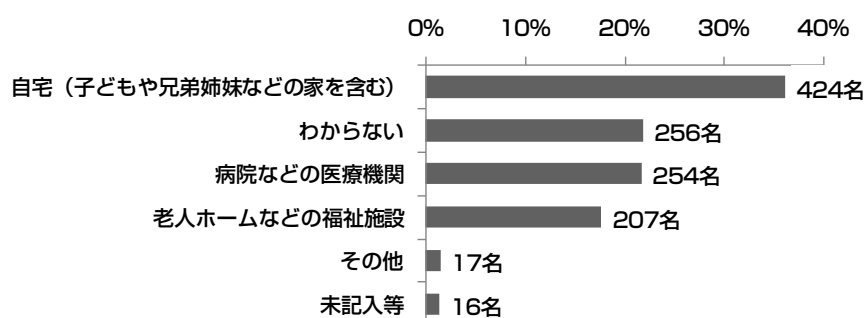
- ・医療と介護の連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の人が、住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けられるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

このため、関係機関が連携し、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

参考：「希望する終の棲家」

あなたは、人生の最終段階における医療や介護をどこで受けたいと思いますか。



最も回答が多かったのは「自宅（子どもや兄弟姉妹などの家を含む）」の424名（36.1%）でした。次いで回答が多かったのは「わからない」の256名（21.8%）、「病院などの医療機関」の254名（21.6%）でした。

資料：地域福祉に関するアンケート調査結果

- ・地域の支え合いによるサービスの把握と広報

地域の様々な社会資源(福祉団体・ボランティア団体・NPOなど)が行う「支え合い」サービスについて把握し、その活動内容や特色などをまとめることや、サービスを必要とする住民が適切に選択できるよう広報活動に努めます。

- ・子育てに関する相談体制の充実

育児・保育に精通した子育て支援コンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談を行い、適切なサービスの利用につなげます。

- ・生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、NPO、民間事業者、地域住民等の参画・連携により、ボランティアが高齢者の話し相手やゴミ出しを行うなど、多様な生活支援サービスの提供体制の構築を図ります。

- ・生活困窮者の自立支援

生活に困窮している人には、健康、障がい、仕事、家族関係など多様で複合的な課題が存在し、その背景には、複雑な課題を抱えた家族が存在していることもあります。

複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、健康面で問題を抱える人への相談支援、離職者や就労経験がない人への就労支援や、離職者への住宅確保支援などを通じて、包括的・継続的な支援を行い、福祉事務所がハローワーク等と連携しながら、生活困窮状態からの脱却を図ります。

生活困窮状態に陥っている市民の早期把握には、地域が重要な役割を果たします。また、生活困窮者が社会的に孤立しないように地域との連携も必要になってきます。そこで、民生委員・児童委員や自治会等には、制度の周知とともに相談員に気軽に相談できるよう、顔の見える関係づくりを推進します。

3 基本目標：地域福祉のまちづくり

すべての人が安心して暮らすことができるよう、適切な福祉サービスの利用促進や、地域の社会資源との連携強化、災害時の地域による支援体制づくり等、地域での支え合いのまちづくりに取り組みます。

(1) 現状と課題

福祉サービスと聞くと、公的な福祉サービスを指すことが一般的です。

ところが、公的な福祉サービスには基準があり、その基準に当てはまるかどうかをまず考えることから、迅速性に欠けることや、対象や内容が限定されるなどの短所があります。

このため、地域の支え合いによるサービスには、公的な福祉サービスを補う大きな意味があります。

地域の支え合いによるサービスの主たる担い手は、福祉団体やボランティア・NPOなどの構成員である住民です。したがって、こうした地域における住民の主体的な福祉活動が安全に継続して行われるように、しっかりと支えていくための仕組みづくりが、行政には求められます。

『ゲンキプラン21-VI』では、「地域での支えあいの推進」という項目を立てて、次のように述べています。

「社会福祉協議会と社会福祉協議会支部組織が中心になり地域のサロン活動や世代交流会などを通して高齢者の社会参加の場を設けています。また、いのちのバトンの設置や友愛訪問を通じて、地域の引きこもりがちな高齢者の見守りを行うとともに、地域の中でのネットワークづくりを進めています。」

ここにいう地域での支え合いが、地域における「新たな支え合い」という共助のシステムにつながるものです。この「支え合い」は、高齢者だけにとどまらず、年齢・障がいの有無、支援の必要性の度合いなどを広くとらえたサービスとなります。

今後、南海地震等の大震災の可能性が指摘されており、自然災害に対して、被害を減らす対策をいかに講じるかが重要となります。そのためには、地域による支援体制の構築と、その前提となる日頃からのつながりを強化するため、支援する側、される側の双方からお互いの必要な情報を発信する必要があります。

(2) 具体的取組

・地域における「新たな支え合い（共助）」の確立

地域におけるすべての“生活課題”は、公的な福祉サービスだけでは対応できません。基本的には公的な福祉サービスで対応するものの、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応は、地域の住民が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い（共助）」の仕組みを確立することが必要です。

そこで、こうした地域での福祉サービスが積極的、安定的に続けられるよう、その基盤を整備します。また、“生活課題”や公的な福祉サービスの内容などについて、住民と行政とが情報を共有する仕組みを整備します。

- ・地域でのネットワークの構築と拡大整備

日頃から、地域住民や社協支部、民生委員・児童委員等とネットワークを組み、独居高齢者等への訪問で状況を的確に把握し、課題やニーズを明確にした支援が行えるよう、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者に手を差し伸べる「見守りネットワークシステム」の充実を図ることが重要です。

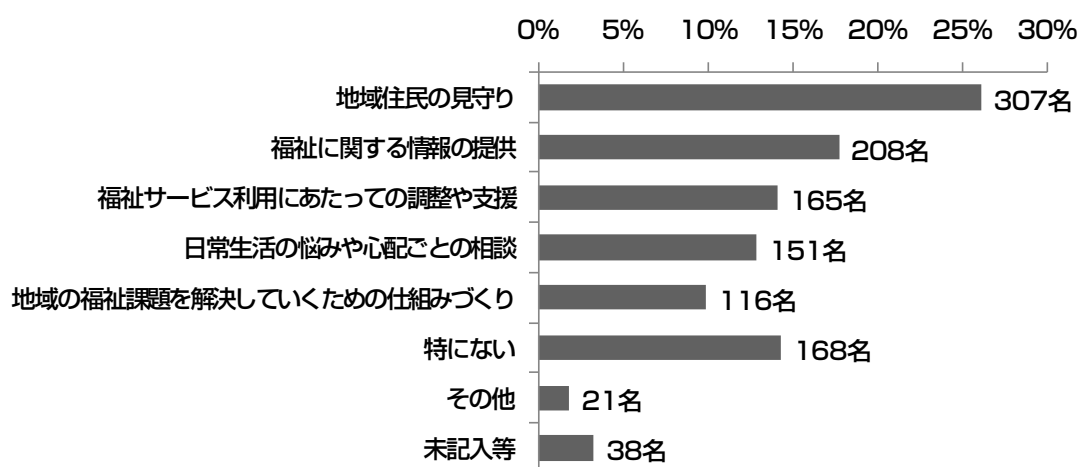
また、『笠岡市子ども・子育て支援事業計画』においても、「地域ネットワークづくり」を掲げ、子育て家庭を取り巻く地域の人々が子どもと子育て家庭への理解を深め、支え合う仕組みをつくることの重要性を認識し、「子育てを支援する地域社会づくりの推進」を図ることを述べています。

そして、ここでのネットワークは、地域で子育てを支える、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員などの地域の社会資源が基盤となっています。

こうした高齢者や子育て支援を目的とした既存のネットワークを活用し、年齢や障がいの有無、支援の必要性などを広くとらえたうえで、行政の担当者や専門職との情報交換の場を作るなどの支援をします。

参考：「民生委員・児童委員に期待するもの」

民生委員・児童委員の活動のうち、あなたが今後、特に充実してほしいと思うものはどれですか。



最も回答が多かったのは「地域住民の見守り」の307名（26.1%）でした。次いで、回答が多かったのは「福祉に関する情報提供」の208名（17.7%）でした。

資料：地域福祉に関するアンケート調査結果

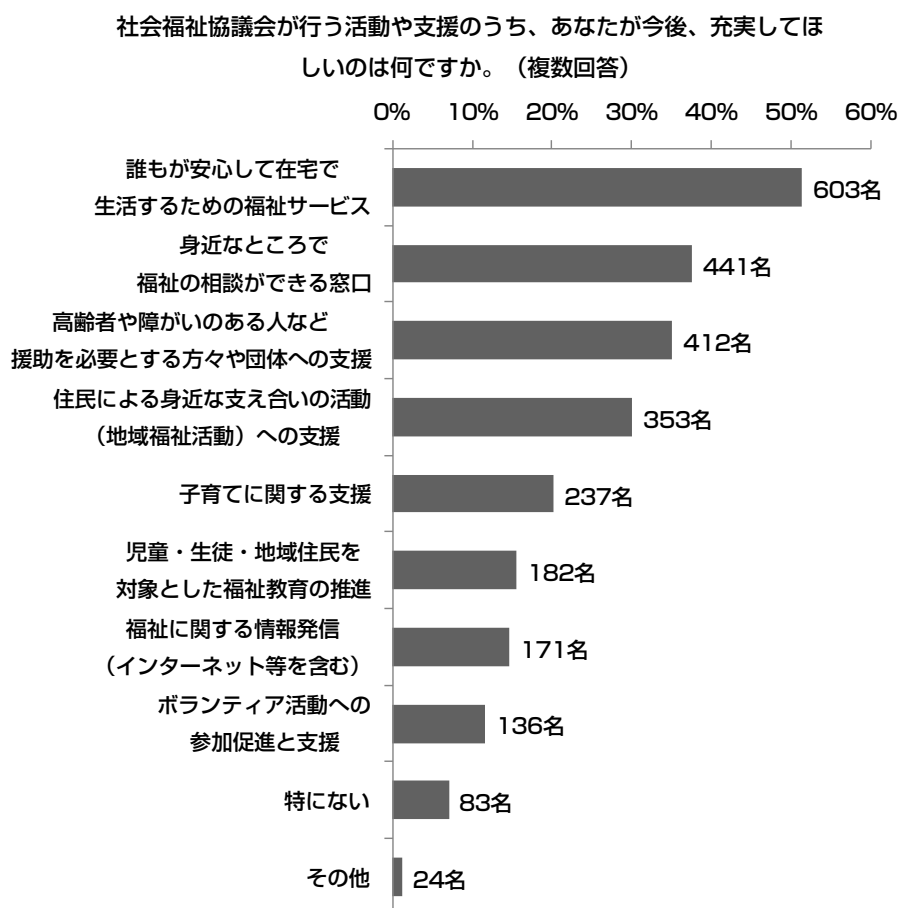
・笠岡市社会福祉協議会との連携強化

社会福祉法の基本理念の一つに「地域福祉の推進」が掲げられており、社会福祉協議会が取り組んできた地域福祉活動の重要性が今後ますます高まってきます。

笠岡市社会福祉協議会は、地域での支え合いによるサービスの供給主体として、市内の各地域に支部をもち、地域への密着度が高いこと、広範な福祉ニーズへの対応を実践していること、独自財源を通じた財政基盤をもつこと、そして、専任の事務局スタッフを有することなどから、地域福祉の担い手として大きな役割を果たしています。

このように地域福祉推進の中核的な役割を担う笠岡市社会福祉協議会が行う地域福祉推進のための活動に対し、積極的な支援や情報の共有を行うなど、更に連携の強化を図ります。

参考：「社会福祉協議会に期待するもの」



最も回答が多かったのは「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」の603名（51.4%）でした。次いで回答が多かったのは「身近なところで福祉の相談ができる窓口」441名（37.6%）、「高齢者や障がいのある人など援助を必要とする方々や団体への支援」412名（35.1%）の順でした。

資料：地域福祉に関するアンケート調査結果

- ・民間事業者等による地域の見守り体制の強化

本市は、高齢者、障がい者、子ども等市民の誰もが住む慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を目指し、その趣旨に賛同いただいた企業や団体と笠岡市社会福祉協議会の三者が、地域見守り活動に関する協定を締結し、地域の見守りに取り組んでいます。今後も、これらのネットワークを強化し、行政と地域が一体となって、地域の見守り活動を推進します。

- ・保健・医療や生活関連分野との連携

『笠岡市子ども・子育て支援事業計画』では、母子を取り巻く社会環境の変化に伴う地域の結びつきの希薄化による「母親の孤立化を防ぐために」取り組む行動を掲げました。

具体的には、「母子保健の充実」として、はぐくみ笠岡事業で、関係機関と連携を取りながら、妊娠・出産期から切れ目のない支援に努めます。

こうした取り組みは、そのまま高齢者や障がい者などにも当てはまる部分が大いといえます。そこで、地域でのネットワークを通じて、対応や呼びかけができるよう支援します。

また、『笠岡市子ども・子育て支援事業計画』には、『次世代育成支援行動計画(前期行動計画)』、『後期行動計画』に引き続き、「(子ども連れで)安心して外出できる環境の整備」を掲げています。

これらの取り組みは、“子ども”や“妊婦”などの言葉を、高齢者や障がい者、支援を必要とする人に替えても該当する、大変に重要な事柄です。

福祉以外の、こうした保健・医療、その他の生活関連分野にかかわる事柄は、“生活課題”として把握できるものでもあり、その解決のための連携を進めます。

また、一人ひとりの健康を自らが守る活動は、家族を守り、地域を守る活動の基本です。

「おたがいさま」という相互扶助が今も機能している場面や地域については、こうした連携が今後も引き続き残るよう、地域の各種団体との協働を通じて支援します。

- ・災害時等避難行動要支援者の支援

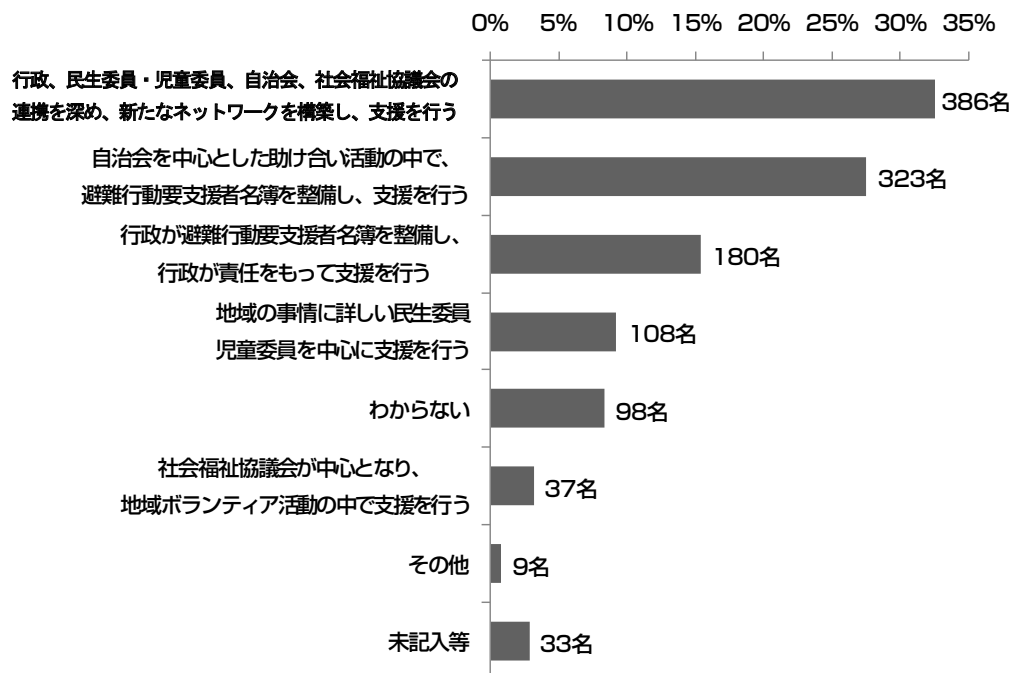
大規模な災害が発生した場合において、一人暮らしの高齢者や障がい者、とりわけ重度の障がい者など自力では避難が難しい人について、事前に同意をした本人の情報を登録し、地域の人にその情報を提供することで、地域における避難誘導や安否確認などの支援活動に役立てる災害時等避難行動要支援者の名簿の整備を進めています。

これらの人については、名簿を民生委員・児童委員、消防、警察、社会福祉協議会、自主防災組織と情報を共有し、誰もが安全、安心して地域生活を送れるよう、地域住民の助け合いのネットワークを構築し、各地域の実情に即した災害時の避難・救助活動・安否確認など災害時等避難行動要支援者の支援体制づくりを進めます。

参考：災害・緊急時の体制

あなたは、災害時や緊急時における一人暮らしの高齢者や障がい児者の安

否確認、支援を行うため、次のうち、どの体制が良いと思いますか。



最も回答が多かったのは「行政、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会の連携を深め、新たなネットワークを構築し、支援を行う」の386名（32.9%）でした。次いで、回答が多かったのは「自治会を中心とした助け合い活動の中で、避難行動要支援者名簿を整備し、支援を行う」の323名（27.5%）、「行政が避難行動要支援者名簿を整備し、行政が責任を持って支援を行う」の180名（15.3%）でした。

資料：地域福祉に関するアンケート調査結果

・福祉避難所運営体制の充実

災害時に介助や見守りなど特別な支援を必要とする人が、指定避難所での避難生活を行うのが困難であり、特別な支援が必要である場合に、事前に市と協定を結んだ福祉施設等の施設管理者に開設を要請し、避難生活を送る二次的な避難所が福祉避難所です。

特別な支援を必要とする人が、安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、運営体制の充実を図ります。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部局との連携

本計画は、保健、福祉、防災等様々な分野にわたっています。

このため、コミュニティ活動を推進する関係各課との情報の共有化と連携を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

(2) 関係機関・関係団体との連携

地域福祉の推進に当たっては、地域住民、ボランティア、NPO、まちづくり協議会、各種団体、企業等の関係機関・関係団体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

このため、これらの関係機関・関係団体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における連携・協働の取組を促進し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

(3) 笠岡市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置付けられている中で、地域に密着した様々な事業を行っています。

本計画を推進する上でも、計画の各分野で笠岡市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。そのため、市社会福祉協議会と情報を共有し、その活動と連携しながら、一体となって取り組みます。

2 諸計画との連動

本計画は、市の地域福祉行政全体の総合的な計画であることから、本市の上位計画である笠岡市総合計画及び関係する分野別計画と内容が全部または一部が重なり合う部分があります。分野横断的な福祉課題の取組を進めていくために、これら各計画における施策や目標は尊重するとともに、各計画が相互に作用し、一層の効果を上げることができるよう、各計画が有機的に連動していくことを目指します。

3 計画の広報

より多くの市民に「笠岡市地域福祉計画」を周知するために、市のホームページへの掲載や概要版の配布などを行い、計画推進への理解と協力を求めています。

4 計画の検証・進行管理

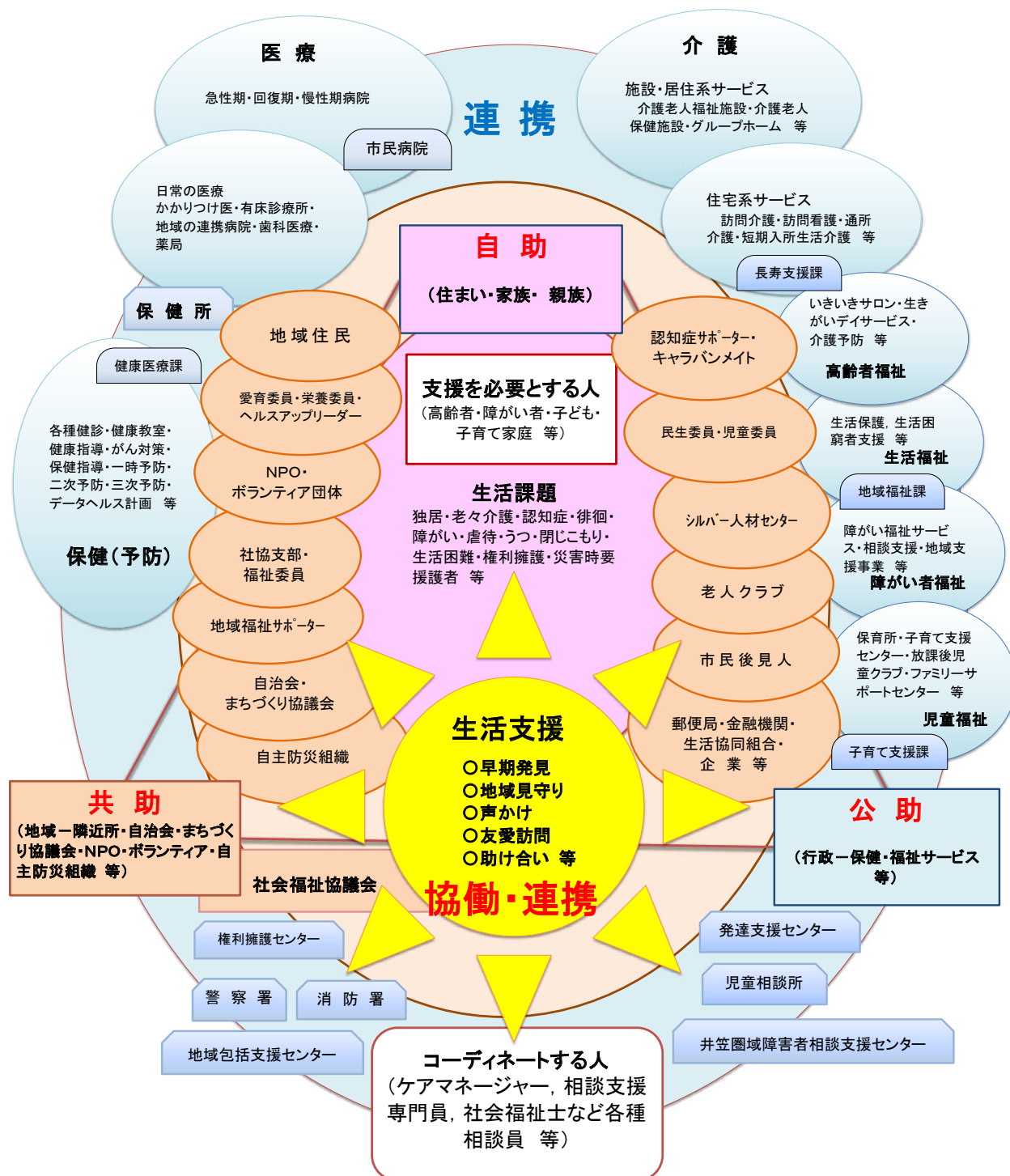
本計画は、地域福祉推進に向けた基本的な理念や基本目標を掲げ、住民相互の支え合い・助け合いの仕組み、また地域と行政等による重層的な支え合い・助け合いの仕組みづくりについて示しています。具体的な取組については、関係する分野別各種計画において、身近な地域の状況や課題などを踏まえた施策や目標が示されており、関係機関・関係部署と本計画との連携を図っていきます。

本計画に掲げる基本目標を達成していくために、関係する分野別各種計画の施策の実施状況や目標の達成状況について点検・評価を行い、必要があれば本計画の具体的取組等の追加・見直しを行うとともに、次期計画の策定に活かせるよう関係する分野別各種計画の施策に取り組んでいきます。

また、計画策定後も、笠岡市福祉施策審議会に報告を行い、委員からの意見及び評価をいただきながら、地域福祉計画の推進を図っていきます。

資料編

【参 考】



笠岡市のすべての人を対象とした「地域包括ケアシステムイメージ図」

用 語 解 説

【ア行】	
■井笠圏域障害者相談支援センター	在宅で生活されている障がい児・者（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等）およびその家族の方々を対象に、障害者自立支援法に基づいて井笠地域の市・町が「相談支援事業」を委託して事業を実施。原則として、井笠地域（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町）が対象です。
■いきいきサロン	地域の仲間づくりの場のこと。地域の中で一人暮らしの方や閉じこもりがちの方などが、孤立しないように、近所の方が集まり、楽しいひとりが過ごせるような場を地域の中につくること。
■生きがいデイサービス	閉じこもりがちな高齢者に対し、日常生活動作訓練や趣味活動等のサービスを提供し、介護予防の立場からいきいきと暮らせるようにするための生きがい対応型デイサービスのこと。
■NPO	「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動や営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動や市民活動を行う組織や団体をいう。そのうち特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人を「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。
【カ行】	
■かさおか権利擁護センター	平成23年4月1日に笠岡市社会福祉協議会と里庄町社会福祉協議会が共同で開設し、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、日常生活上の判断に不安がある方が安心して生活できるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用しながらトータルにお手伝いする機関。
■権利擁護	知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分な場合や、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポート、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のこと。
■キャラバン・メイト	高齢化で増え続ける認知症への対策として厚生労働省が平成17年度に始めた事業。医師など専門家が6時間の講座で介護経験者らを「キャラバン・メイト」として養成。キャラバン・メイトが先生役になり90分の講座で一般市民を「認知症サポーター」に養成します。
■介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護保険制度において、在宅や施設で自立したその人らしい生活が送れ、介護保険サービスや公的な福祉サービス、地域のボランティアなど社会資源を活用した介護サービス計画を立て、それぞれのサービスの連絡調整を行う専門職。
■子育てサロン	地域で生活する子育て世代の家族を支援する活動のこと。本市においては、笠岡市社会福祉協議会の各支部役員が中心となり、近年の核家族化に伴い、どこにも子育てを相談できない親に、親同士のつながりや、子育ての先輩としてのアドバイスをを行い、また参加する子どもたちの状況を確認することで、必要に応じて専門職につながるアンテア役としても活躍しています。

■子育て支援コンシェルジュ	本市では、子育て支援課に育児・保育に精通した専任職員を「子育てコンシェルジュ」として配置。児童、保護者、妊婦の方のご相談をお伺いして、教育・保育施設や地域の子育て支援事業など、その方にとって最適なサービスをご紹介します。
■孤独死	主に一人暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の住居内などで生活中の突発的な疾病などによって死亡することを指します。特に重篤化しても助けを呼べずに亡くなっている状況を表します。
■孤立死	地域社会との繋がりを持たない状況で死に、死亡した事実が長期間誰にも気づかれない状態を表します。
■コーホート変化率法	あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。
■合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示します。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができます。
【サ行】	
■生活困窮者	収入がなく生活に困っている人を指す語。多くの場合、生活保護法などにより扶助の対象となる人を指します。平成27年4月に施行された、生活困窮者自立支援法では、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定められています。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行います。
■市民後見人	市民後見人は、弁護士や司法書士のように成年後見制度に職業として関わるのではなく、ボランティアで後見活動に関わる人たちで、活動内容としては専門性、倫理性を問われる財産管理よりも、身上監護を主体として活動することが考えられており、法律が関わることなどは専門職のサポートを受けることになります。
■社会資源	社会的ニーズを充足するために活用できる、制度的・物的・人的な分野における諸要素。または、関連する情報であり、具体的には、制度、機関、組織、施設・設備、資金、物品、さらには個人や集団が有する技能、知識、情報など。
■社会福祉協議会	社会福祉協議会は、住民の福祉向上を目的として、社会福祉法第109条に基づき設置されている団体であり、①地域における住民組織と社会福祉事業関係者などにより構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指し、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する民間組織。
■自主防災組織	普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が重要であるため、本市では、市民と行政が一体となった災害に強いまちづくりの確立を目指しています。

■児童相談所	児童の生活に関する指導、相談を行う施設。狭義には、児童福祉法に定められた都道府県立の施設だけを指します。さまざまな問題の相談、児童、家庭についての診断、調査、それに基づく指導のほか、一時保護、巡回相談、児童福祉施設や里親、職親への斡旋なども行います。
■成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等のために判断能力が十分ではない人を保護するための制度。財産管理や契約を結ぶ必要がある場合等に、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人等を家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。
■シルバー人材センター	一般雇用にはなじまないものの、健康で働く意欲を持つおおむね60歳以上の高齢者を対象に、地域社会と連携しながらその知識、経験、能力、希望を活かして働く機会を確保するためのセンター。
■相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行います。
【タ行】	
■地域福祉サポーター	地域での福祉課題（事例）を「ひろい」、地域の中のようなサービスや活動に「つなげ」、「ささえる」地域の人財のこと。本市では、地域福祉計画に基づき、地域福祉サポーターの養成を行っています。
■地域包括支援センター	専門職員（保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士等）を配置し、介護予防ケアマネジメント、医療・財産管理・虐待などの総合相談・支援、包括的・継続的マネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。本市では、地域包括支援センターは1箇所（平成27年4月時点）であり、笠岡市社会福祉協議会へ委託して運営を行っています。
【ナ行】	
■認知症サポーター	地域で暮らす認知症の人や家族をそれぞれの生活場面でサポートをしたり、地域のさまざまな社会資源につなげる窓口となる役割を担う人のこと。養成研修を受けた人には、認知症を支援する「目印」として、オレンジ・リングが渡されます。
【ハ行】	
■発達支援センター	子どもの発達の遅れに対して、発達段階に応じた個別のプログラムを家族の協力のもと作成し、こころとからだの発達を促し、自立を目指して『療育』を実施するところ。また、年齢や発達に応じて母子での療育を実施しています。
■パブリックコメント	市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に生かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。
■福祉委員	身近な地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）を見守り活動や声かけ、相談対応しながら早期発見する“地域のアンテナ役”です。 また、民生委員・児童委員、主任児童委員や社協などの関係者・専門職等と連携しながら、近隣住民に働きかけ、一緒になって発見した生活・福祉課題（困りごと）の解決に向けて取り組んでいただく地域のボランティアです。

■災害時等避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを避難行動要支援者という。避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿の作成が求められています。
■福祉避難所	災害時等避難行動要支援者のために特別の配慮がなされた避難所。施設がバリアフリー化されているなど災害時等避難行動要支援者の利用に適しており、社会福祉施設等の既存施設を活用することとなります。市は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、災害時等避難行動要支援者に配慮した避難所の確保に努める必要があります。
■ボランティア	一般的には、「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指して、ボランティア活動と言われており、活動の性格として、「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」等があげられます。ボランティア活動を行い、実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もあります。
【マ行】	
■民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアで、厚生労働大臣から3年ごとに委嘱を受けて地域の福祉活動を行っています。全ての「民生委員」は子どもに関わる問題を担当する「児童委員」も兼ねており、また「主任児童委員」という児童に関わる相談・支援を専門に担当する委員もいます。地域住民の相談や援助を行う法的活動の中で、人権やプライバシーに配慮しつつ、援護が必要な方の福祉ニーズに応じたサービスが提供されるよう、行政や関係機関の調整役・パイプ役として活動し、また地域住民に頼りにされている身近な相談員としての役割も担っています。

笠岡市地域福祉計画策定経過

年 月 日	項 目	内 容
平成27年 9月17日	第1回 笠岡市福祉施策審議会	・笠岡市地域福祉計画の見直しを審議会へ諮問 ・地域福祉計画策定に関する説明
平成27年 10月29日	第2回 笠岡市福祉施策審議会	・地域福祉に関するアンケートの内容について検討 ・笠岡市地域福祉計画【改訂版】骨子について検討
平成27年 11月17日 ～12月 4日	笠岡市の地域福祉に関する アンケート調査	・地域福祉に関する市民の意識を把握するため アンケート調査を実施
平成27年 12月24日	第3回 笠岡市福祉施策審議会	・地域福祉計画【改訂版】（素案）について検討
平成28年 1月14日	第4回 笠岡市福祉施策審議会	・地域福祉計画【改訂版】（素案）について検討
平成28年 2月10日～ 2月29日	パブリック・コメント手続	・地域福祉計画【改訂版】（素案）について市民 意見を募集
平成28年 3月17日	第5回 笠岡市福祉施策審議会	・パブリック・コメント手続の結果について報告 ・笠岡市地域福祉計画【改訂版】（案）の最終取りまとめについて検討
平成28年 3月24日	笠岡市地域福祉計画の見直し についての答申	・笠岡市地域福祉計画の見直しについて、審議会から、笠岡市地域福祉計画【改訂版】（案）を 答申

笠岡市福祉施策審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	区 分	備 考
1	宮 島 厚 介	笠岡医師会	会 長
2	鳥 越 俊 昭	笠岡市歯科医師会	副会長
3	數 口 悦 子	笠岡市民生児童委員協議会	
4	大 野 鶴 代	岡山県備中保健所井笠支所	
5	三 谷 信 恵	笠岡市教育委員会	
6	中 山 直 明	NPO 法人すみれ会	
7	野 村 泉	笠岡市手をつなぐ親の会	
8	中 野 年 朗	社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会	
9	宇 野 均 恵	認定NPO 法人 子ども劇場笠岡センター	
10	二階堂 昇 司	社会福祉法人 笠岡市社会福祉協議会	
11	前 田 進 作	社会福祉法人 敬業会	
12	岡 田 安 雄	笠岡市老人クラブ連合会	
13	村 社 卓	学識経験者（岡山県立大学）	
14	原 田 啓 子	一般市民（地域福祉関係）	公 募

任期 平成27年9月17日から審議終了まで

笠岡市福祉施策審議会条例

平成 12 年 9 月 14 日
条例第 59 号

(設置)

第 1 条 市長の附属機関として、笠岡市福祉施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議及び調査等を行う。

(1) 福祉問題(笠岡市子ども・子育て推進会議条例(平成 25 年笠岡市条例第 24 号)第 2 条に掲げる事項は、除く。)に関する総合的な施策の樹立に関すること。

(2) 福祉問題(笠岡市子ども・子育て推進会議条例(平成 25 年笠岡市条例第 24 号)第 2 条に掲げる事項は、除く。)に関する施策の推進に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項について市長及び関係機関等に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 各種団体の推薦する者

(3) 識見を有する者

(4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したとき、その職を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、健康福祉部において行う。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠岡市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 笠岡市障害者施策推進協議会条例(昭和 56 年笠岡市条例第 23 号)は、廃止する。

(招集の特例)

3 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初にかかれる審議会は、市長が招集する。

附 則(平成 12 年 12 月 12 日条例第 76 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 20 日条例第 25 号)

この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日条例第 24 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

笠岡市地域福祉計画（改訂版）

平成28年3月

岡山県笠岡市 健康福祉部 長寿支援課

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1

Tel 0865-69-2139 Fax 0865-69-2180